

企業内弁護士 雇用の手引き

第一東京弁護士会
総合法律研究所
組織内法務研究部会

推薦の辞

第一東京弁護士会総合法律研究所組織内法務研究部会は、司法制度改革後の企業内弁護士の増加状況に鑑み、企業と司法修習生・弁護士のマッチングを支援するために、『企業内弁護士雇用の手引き』を作成しました。本手引きは、これから企業内弁護士を目指そうとする司法修習生・弁護士並びに今まで弁護士を雇用したことのない企業や企業内弁護士を雇用した経験はあるが、弁護士制度そのものについて積極的に検討はしていなかった企業にとって、非常に貴重な情報源になるものと確信します。本手引きが、企業内弁護士の更なる発展に寄与し、我々弁護士会が目指す社会のあらゆるステージでの「法の支配」の実現の一助となることを祈念して、推薦の辞とします。

平成 26 年 8 月

第一東京弁護士会
会長 神 洋 明

はしがき

第一東京弁護士会総合法律研究所組織内法務研究部会は、平成 24 年度に設立されました。企業内弁護士が年々増加している現代においては、弁護士会内においても、企業内弁護士や企業内法務について主体的に研究する組織が必要であると考え設立したのですが、当部会のような組織は、日本全国の弁護士会においては初めての試みでした。当部会に参加している弁護士たちは、組織内弁護士と一般の法律事務所で活動している弁護士が混在していますが、いずれも若い弁護士が多く、特に、企業内弁護士を含む組織内弁護士の部会員はほとんどが経験 5 年以下という新進気鋭の弁護士たちです。こうした若い企業内弁護士たちの中から、実際の実務において様々な問題に直面するにつけ、初めて企業内弁護士となるものや企業にとってガイダンスとなるような書物が必要であるとの意見が出され、本手引きを作成することになりました。

本手引き作成には、当部会内の部会員が情熱的に取組み、何度も合宿を重ねたりしてきました。作成の過程で、数多くの議論が交わされ、一般の弁護士と企業内弁護士の意識の違いや弁護士法・弁護士職務基本規程の問題点などが浮き彫りになってきましたが、本手引きでは、ガイダンスとしての性質上、実務的及び基本的な問題点に絞って記載しています。それでも、いくつかのテーマは、これまで論じられたことがないものあります。本手引きが日本における企業内弁護士の実務に関する研究発展の一つのきっかけとなることを願っています。

第一東京弁護士会総合法律研究所組織内法務研究部会
部会長 池 内 雅 利

目 次

第1 本手引きの目的及び内容	1
1. 本手引きの目的	1
2. 本手引きの内容	1
3. 本手引きの活用について	2
第2 企業内弁護士雇用の意義	3
1. 「弁護士を雇用する」とは	3
2. 弁護士雇用の意義	3
(1) 企業に対する直接のメリット	3
(2) 弁護士会活動のフィードバックによるメリット	8
3. まとめ	11
第3 弁護士会と弁護士名簿登録	12
1. 弁護士会とは	12
(1) 弁護士と弁護士会及び日弁連との関係	12
(2) 弁護士会の選択	13
2. 弁護士になる途	13
(1) 司法修習終了	14
(2) 弁護士資格認定	14
3. 弁護士名簿登録及び弁護士会入会	17
(1) 弁護士名簿登録及び弁護士会入会申込とは	17
(2) 登録の手順	17
(3) 入会金と会費の支払い	20
第4 弁護士の職務規律及び義務	24
1. 弁護士の職務規律	24
(1) 弁護士としての職務規律	24
(2) 弁護士法その他の規定する一般的職務規律	24
(3) 具体的職務規律	25
(4) 組織内弁護士特有の職務規律	27
(5) 規律違反の効果	28
2. 弁護士の義務	28
(1) 会費支払義務	28
(2) 研修義務	29
(3) 公益活動義務	32
第5 企業内弁護士と企業の間の要調整事項	34
1. はじめに	34

2. 話し合っておくことが望ましい一般的な項目	34
(1) 弁護士登録及び弁護士会入会関係	34
(2) 弁護士会の義務等	35
(3) 企業内での処遇	37
(4) 企業内弁護士としての活動	39
3. 個人事件受任の可否及び留意事項	40
(1) 概説	40
(2) 個人事件受任を認める際に企業が留意すべき事項	40
(3) 個人事件を受任する企業内弁護士が留意すべき事項	41
4. 刑事事件を受任するに際しての留意事項	42
(1) 刑事事件の受任	42
(2) 問題となる要素	42
(3) 注意すべき事項	43
(4) 所属企業の従業員が逮捕されたケースの対応	44
5. 内部通報窓口を企業内弁護士が担当することと守秘義務との関係 ..	46
(1) 内部通報窓口に企業内弁護士を設置することの意義	46
(2) 内部通報窓口業務における守秘義務	47
(3) 企業内弁護士が内部通報窓口担当となる場合の留意事項	48
資料	53

第1 本手引きの目的及び内容

1. 本手引きの目的

司法制度改革により、弁護士のあり方に大きな変化が生じ、ご承知のとおり、企業内で従業員として活動する弁護士（以下、「企業内弁護士」といいます。）が年々増加しています¹。司法修習生や弁護士の中には、企業内弁護士としての働き方に魅力を感じ、自身のキャリアの選択肢として企業内弁護士の途をより積極的に検討する者が増えてきました。これに合わせて、弁護士の採用を検討する企業も今後は増えていくものと推測されます。

しかしながら、企業が司法修習終了直後の者を弁護士として採用する場合やすでに弁護士として活躍している者を採用する場合などに際して、弁護士そのもの及び企業内弁護士に対する知識が充分でないケースがあります。特に弁護士採用未経験の企業では、この傾向が顕著といえます。

企業が弁護士自身の職務規律や義務、弁護士会内部の事情などを知ることは困難です。しかし、企業が、弁護士としての職務規律や義務を理解しない状態で、企業内弁護士を採用してしまうと、のちに企業が想定していなかった事態が発生し、円滑な雇用関係に支障が生じてしまうおそれがあります。また、採用される司法修習生・弁護士側も、入社前に企業とどのような点を話し合い、了解や合意を得ておくべきかについては、意外に把握していないことが多いようです。そのため、後日「この点について企業と協議していなかった！」と気付く場面が多くあります。

本手引きは、このような事態を防止すべく、企業内弁護士を採用するにあたって企業が事前に理解しておくべき事項や、検討が必要な事項を分かりやすく示し、企業内弁護士雇用をより推進することを目的にし、これにより、企業内弁護士が活躍できる可能性がより一層広がることを期待しています。また、司法修習生や弁護士にとっても、本手引きを読むことで、入社前にあらかじめどんな点を企業と協議しておくべきかが把握できるでしょう。

なお、本手引きでは、「企業」という用語は、主として一般企業を想定しており、国や地方自治体等の行政機関や弁護士法人及び弁護士事務所は含んでいませんので、ご留意ください。

2. 本手引きの内容

本手引きでは、まず、①**弁護士雇用の意義**を解説しています。企業内弁護士雇用のメリットをご理解いただけるよう、ここに紙面の多くを割いています。

次に、②**弁護士会と弁護士名簿登録**について説明しています。後に述べるよ

¹ 資料1「企業内弁護士数の推移」参照。

うに²、企業内であっても、弁護士になるには弁護士名簿へ登録し、弁護士会に入会する必要があります。ここでは、弁護士会とはどのような組織か、さらに弁護士登録の際の手続や必要書類など、弁護士登録に関する基本的事項を解説しています。

さらに、③**弁護士の職務規律及び義務**について説明しています。これらは、弁護士である以上遵守しなければならない規律及び義務であり、企業内弁護士に対しても適用されます。企業内弁護士を雇用する企業には、事前に了解しておいていただく必要があります。

最後に、④**雇用に際して企業内弁護士と企業との間で調整しておくべき事項**を取り上げています。ただし、これらは、企業内弁護士雇用後、双方の認識に大きな違いが生じることを避けるために、企業内弁護士と雇用企業間で検討・留意すべき事項についての一つの考え方であり、実際には、本手引きの記載を参考にされながら、企業内弁護士と企業の間でよく協議していただきたいと思います。

3. 本手引きの活用について

本手引きは、これから企業内弁護士の雇用を検討する企業及び企業への就職を検討している司法修習生・弁護士のみならず、これまで弁護士の雇用を考えたことがない企業に対しても、企業内弁護士の実態をご理解いただき、今後の企業内弁護士雇用のきっかけにしていただくために、是非目を通していただきたいと考えています。

また、企業内弁護士は、今のところ、都市部に偏在し、会員に企業内弁護士がない弁護士会もありますが、今後、そういった弁護士会に企業内弁護士になろうとする者が入会申請する可能性は十分にあると思いますので、その際にも、本手引きを是非参考にしていただきたいと思います。

² 本書 12 頁。

第2 企業内弁護士雇用の意義

ここでは、企業が弁護士を雇用することの意義及びメリットについて考察します。

1. 「弁護士を雇用する」とは

「弁護士」になるには、司法試験に合格しているだけでは足りず、日本弁護士連合会（以下、「日弁連」といいます。）に備える弁護士名簿（以下、「弁護士名簿」といいます。）に登録されなければなりません³。そして、弁護士名簿に登録されていない者が「弁護士」であると標示・記載することはできません⁴。したがって、当然のことではありますが、弁護士名簿に登録された弁護士⁵を雇用して初めて、弁護士を雇用しているといえることになります。

2. 弁護士雇用の意義

弁護士名簿に登録した弁護士を雇用することは、企業にとって、有形・無形の様々なメリットがあります。

（1）企業に対する直接のメリット

ア 訴訟業務が可能となる

i 従業員を訴訟代理人及び弁護人にすることができる

民事訴訟においては、法令により裁判上の行為をすることができる代理人を除き、弁護士でなければ訴訟代理人となることはできません（弁護士代理の原則）⁶。企業が当事者になっている民事訴訟においては、法令による訴訟代理権を認められている支配人⁷等や簡易裁判所における訴訟で裁判所の許可を受けた場合⁸を除いては、たとえ従業員であっても弁護士でなければ訴訟代理人となることはできません。

したがって、企業内弁護士を雇用して初めて、企業は、自己が当事者になっている民事訴訟で従業員を訴訟代理人とすることができます。これにより、企業内弁護士を単独で訴訟代理人とすることも、外部の顧問弁護士と共同して受任させ訴訟代理人とすることも可能となります。

³ 弁護士法 8 条、9 条。

⁴ 弁護士法 74 条 1 項、77 条の 2。

⁵ 弁護士名簿登録及び弁護士会入会の手続については本書 17 頁。

⁶ 民事訴訟法 54 条 1 項。

⁷ 商法 21 条 1 項、会社法 22 条 1 項。

⁸ 民事訴訟法 54 条 1 項。

行政訴訟においても、民事訴訟法が準用されます⁹ので、弁護士を雇用していれば、企業は行政事件についても従業員を訴訟代理人とすることができます。

刑事訴訟においても、被告人の代理人たる弁護人になるには、原則として弁護士でなければなりません¹⁰。したがって、企業が被疑者・被告人となっている刑事事件においても、弁護士を雇用していれば、企業は従業員を弁護人することができます。

ii 従業員たる企業内弁護士が訴訟業務を行うメリット

訴訟の多い業種や、より専門性が要求される業種においては、企業内弁護士が訴訟業務を行うことによって、以下のような様々なメリットが考えられます。また、訴訟活動の経験・ノウハウを業務に反映させることも期待できるでしょう。

a 訴訟進行状況の直接把握

企業内弁護士が訴訟代理人を務めることによって、企業が当事者となっている訴訟に関する情報を企業自身が直接入手できるようになることはメリットといえるでしょう。これまででも訴訟代理人を務める顧問弁護士から逐次報告を受けていたでしょうが、報告には表れてこないような情報（裁判官の反応のほか、当事者の主張のニュアンスに至るまで）、訴訟の進行状況がこれまでより深く正確に理解できるようになると考えられます。このことは、企業内での情報共有や対応検討の迅速化・適切化に資するものと考えられますが、訴訟に対する対応方針の決定・コントロールがスムーズになると期待できます。企業内弁護士が単独で訴訟代理人を受任する場合だけでなく、顧問弁護士と共同受任した場合であっても、訴訟進行状況が直接把握できていれば、顧問弁護士とのコミュニケーションが円滑となり、顧問弁護士と協同した訴訟対応方針がより実効化されるでしょう。

b 法的リスクコントロールの質の向上

企業内弁護士が訴訟を担当することにより、訴訟活動の経験を企業内の業務へフィードバックすることができるメリットは、非常に大きいと考えられます。訴訟活動に精通することにより、紛争がどのように発展し、どのような手続きを経て解決していくかの全体像を把握できます。多様なケースを経験すれば、どういった点が紛争に至るのかの知見を身に着けることができ、紛争の予防等、企業の抱える法的リスクのコントロールをより高度化することができます。こうした経験を積むことで企業内弁護士は、より的確で実践的な業務上のアドバ

⁹ 行政事件訴訟法 7 条。

¹⁰ 刑事訴訟法 31 条 1 項。

イスが可能となるでしょう。

訴訟活動での経験は、法律構成や争点を把握する能力や的確に証拠を評価する能力の訓練にもつながりますから、たとえば契約書のチェックの場面においても、将来の紛争を想定した実践的で効果的な契約書が作成されることが期待できます。このことは企業の予防法務の質の向上につながりますし、予防法務に限らず、紛争や問題が発生した後においても、適切な対応が期待できるでしょう。こうした活動を通じて、企業内弁護士は単に「法律に詳しい」というだけの存在ではなく、企業の法務業務全般の質向上に具体的に寄与する人材となるでしょう。

c 業務の適正化

企業が訴訟に巻き込まれる場合には、企業の活動にも問題があったケース（たとえば業務フローで必要なチェック項目が落ちていたとか、モデル・フォームとして使用している契約書に気が付かない欠陥があった等）が存在します。このようなケースでは、速やかにその問題点を企業にフィードバックして、業務の適正化（コンプライアンスの向上）を図る必要があります。業務の適正化には、①訴訟代理業務によって得られる問題点の正確な把握と②従業員としての企業内における業務活動によって得られる業務内容の理解の二つの要素が不可欠です。こうした観点からも、企業内弁護士が訴訟代理業務に携わるのは大きなメリットがあります。

d 注意点

以上のように、企業内弁護士が訴訟業務を行うことには多くのメリットが考えられますが、企業内弁護士が一人ですべての訴訟をこなせるというわけでは必ずしもなく、むしろ経験のない企業内弁護士に直ちに訴訟代理人としてすべてを委ねてしまうのはかえって危険です。企業内弁護士として成長すれば、その経験が企業に還元されるのですから、企業自身も企業内弁護士を一人前の弁護士として育していく必要があるという意識を持つことが重要です。そのためには顧問弁護士などの外部弁護士との共同受任などによって、裁判実務の経験を積ませることが望ましいといえるでしょう。

また、上記で企業内弁護士が民事訴訟又は行政訴訟の訴訟代理人あるいは刑事訴訟の弁護人になると書いたのは、雇用している企業自身が当事者となるケースです。雇用している企業以外の第三者が当事者になっている訴訟においても、企業内弁護士は、法律上は個人事件として依頼を受けて弁護活動を行うことはできますが、企業内弁護士が個人事件の受任をしてよいか否かは、当該企業と企業内弁護士の間の取り決めによります¹¹。

¹¹ 詳しくは、本書40頁。

また、企業内弁護士が雇用企業以外の第三者の訴訟業務が行えるからといって、当該企業自身が業として当該企業内弁護士を使って訴訟業務その他の法律事務等を行うこと（たとえば、企業自体が第三者から事件を受任して、その受任事件を従業員たる企業内弁護士に行わせること）はできませんし、雇用している企業内弁護士と第三者の間を仲介して、いずれかあるいは双方から、仲介料又は斡旋料などの名目の金員を得ることもできません。なぜなら、弁護士でない者（企業はこれに該当します）が法律事務を取り扱うこと等は弁護士法上禁止されているからです¹²。この規定の立法趣旨は、「弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、ひろく法律事務を行なうことをその職務とするものであって、そのために弁護士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきとされるなど、諸般の措置が講ぜられているのであるが、世上には、このような資格もなく、なんらの規律にも服しない者が、みずからの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とするような例もないではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正かつ円滑ないとなみを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、同条は、かかる行為を禁圧するために設けたものと考えられます」¹³。

イ コンプライアンス問題等の発生時における初動対応

企業が経済活動をするうえで、様々なコンプライアンス問題に直面することは少なくありません。事故やトラブル、行政法規違反に限らず、セクハラ・パワハラ・横領など不祥事も発生するかもしれません。

法令や法的手続にも精通している弁護士であれば、初動対応や企業内の対応策策定・体制整備・再発防止策の検討など、様々な場面で知見を發揮することが期待されます。

ウ 対外的に「弁護士」と名乗ることの重み

弁護士登録をすることによって、はじめて対外的に「弁護士」と名乗ることができることはすでに述べたとおりです。しかし、それは単に名刺に「弁護士」の肩書を入れることができるというだけにとどまるものではありません。「弁護士」の肩書のもつ重みが發揮される場面も考えられます。

たとえば、対外的な交渉の場面、特に欧米企業との国際交渉の場面では、相手方企業のインハウス・ローヤー（企業内弁護士）が出てくるケースが非常に多く、自社の担当者に弁護士がない場合、違和感を持たれ不当に軽視されるおそれがあります。

¹² 弁護士法 72 条。

¹³ 最高裁判所大法廷判決昭和 46 年 7 月 14 日。

企業内弁護士が対外的な交渉窓口となることは、相手と対等な立場での交渉を可能とするだけでなく、適切な論点整理をしながら問題解決に当たることができ、このことは対外的な信頼にもつながるものと考えられます。

エ 企業内の信頼感と法的リスクの掘り起し

企業内に弁護士が在籍していることは、各部署からの法務部門に対する信頼感を向上させることにつながるものと考えられます。もちろん企業内弁護士がすべての問題を解決できるとは限りませんし、「弁護士が判断しているから大丈夫だ」と安易に考えることは危険でもありますが、一般従業員の意見・判断と比較し企業内弁護士の判断には資格に裏付けられた信頼感があるものと考えられます。このような企業内弁護士への信頼感を生かすことによって、たとえば、企業内弁護士への法務相談が増加し、法的リスクの軽減につなげていくことも可能となると考えられます。一般従業員の不安に対する第一次的な相談窓口機能を企業内弁護士が果たすことにより、これまで企業内に埋もれていて発見できなかった法的リスクを掘り起こすことが可能になるとと考えられます。

オ 外部弁護士との懸け橋

i 外部弁護士に依頼するかどうかの判断

企業内で直面する問題が、外部弁護士に依頼すべき案件かどうかを判断するにあたって、企業内弁護士を活用することが考えられます。企業内弁護士は、自身の訴訟実務経験のほか、弁護士会での研修や活動などを通じて、多くの外部弁護士と知り合いになり、彼らの業務について理解することができます。そのような企業内弁護士は、外部弁護士への依頼になじむ案件かどうか、どこまで実効性ある処理が期待できるか、また報酬との費用対効果などを総合的に考慮して外部弁護士に依頼すべきかどうかを判断する場面においても知見を発揮できるでしょう。

ii 外部弁護士とのコミュニケーションの円滑化

企業が外部弁護士とのコミュニケーションを図るうえで、企業内弁護士の存在は極めて有益です。ともに司法研修所における修習を経た法曹であり、法に対する共通のバックグラウンドがあることから、社外の顧問弁護士と密接な意思疎通を行うことが可能となります。企業内弁護士は企業の事情を理解した従業員としての面と法律のプロとしての面の双方を有することから、外部弁護士の業務をサポートしてスムーズに案件処理を進めていくための非常に有力なパートナーとなるでしょう。また、企業としても企業内弁護士を通じて、外部弁護士に対し、ある意味臆することなく企業の希望を伝えることも可能になるでしょう。これは弁護士同士の対等な立場から生ずるメリットと考えられます。

iii 外部弁護士のアドバイスのフィードバック

外部弁護士からのアドバイス・指導を企業内の活動にフィードバックさせる場面においても、企業内弁護士は活躍できるでしょう。外部弁護士の高度で複雑な法的内容を含むアドバイスも、企業内弁護士が相手であれば、短時間で正確に伝わることが期待できます。さらに、外部弁護士のアドバイスを企業内各部署が正確に理解をしているかをチェックし、現場を適切にサポートすることもできると考えられます。

（2）弁護士会活動のフィードバックによるメリット

ここまででは弁護士資格を有する企業内弁護士が企業に直接もたらすメリットについて論じてきましたが、続いて、企業内弁護士が弁護士会に所属し活動することによって得られるメリットについて、考察します。

ア 委員会活動を通じた情報収集

弁護士会内部には様々な委員会や研究会・部会（以下、これらをまとめて「委員会」といいます。）が存在し、これらに参加することが義務付けられている弁護士会もあります¹⁴。委員会活動を通じて獲得した知見や情報を企業にフィードバックすることができる点は、企業内弁護士ならではのメリットといえるでしょう。たとえば民法・会社法・金商法等といった法令を研究している委員会であれば、当該法令の改正情報がタイムリーに取得でき、実務への影響・課題等を先んじて把握し、企業活動に反映することが可能になると考えられます。

イ 研修への参加

弁護士会及び日弁連では会員である所属弁護士に対して、さまざまな研修メニューを用意しています。新規登録弁護士研修のような義務研修¹⁵だけでなく、任意参加の研修プログラムも多数用意されています。第一東京弁護士会でも、過去に数多くの研修を企画・実施してきました¹⁶。これらの研修は、弁護士としての自己研鑽の場であり、スキルアップや実践力向上につながります。企業内弁護士も、これらの研修に積極的に参加することにより、能力向上をはかることができまし、企業は、その研鑽の結果のフィードバックを受けることで業務の効率化や適正化をはかることが可能となります。

研修情報は、日弁連及び弁護士会の会報誌に掲載されているほか、DMやメールでも情報が提供されています。参加費用が有料の研修でも、外部のセミナ

¹⁴ 第一東京弁護士会では、委員会への参加出席が、弁護士に義務付けられている公益活動の履行の一形態となっています。本書 33 頁。

¹⁵ 本書 29 頁。

¹⁶ 資料 2 「第一東京弁護士会平成 25 年度研修日程一覧表」参照。

一會社のセミナーとは比較にならない程廉価であるにもかかわらず、講師陣はそれぞれの分野で第一線の弁護士・学者・実務家等が担当しています。こういったセミナーに参加できることは、弁護士登録のメリットといえます。企業は、業務に支障がない限り、企業内弁護士が、自己が興味を持ち企業の業務に関連する内容のセミナーに積極的に参加するよう支援することが望ましいと考えられます。

また、日弁連や第一東京弁護士会を含む大規模弁護士会のいくつかでは、過去に行った研修をe-ラーニングとしてネット上で会員向けに配信しています。

ウ 弁護士同士の巨大ネットワークへの参加

日弁連の会員数は35,046人にも及んでおり、また、東京には3つの弁護士会がありますが、会員数は、東京弁護士会7,228名、第一東京弁護士会4,363名、第二東京弁護士会4,646名(平成26年6月末現在)とそれぞれが大所帯です¹⁷。弁護士名簿に登録して弁護士になることは、これだけの数の弁護士による巨大なネットワークに参加することを意味します。

これらの巨大なネットワークを上手に利用して、弁護士同士のネットワークを広げることは、間違いなく企業の利益につながります。ネットワークの具体例をいくつかあげます。

i 委員会

弁護士会又は日弁連の委員会に参加すれば、そこに参加している多くの一般の法律事務所の弁護士とネットワークができます。特に、専門的な分野に関する委員会では、参加している弁護士自体が専門家あるいは専門家の卵ということができ、当該分野における多くの外部専門家の弁護士とのネットワークが構築できます。

ii 班制度（司法研修所の同期）

このほか、第一東京弁護士会には、他の弁護士会にはない独自の制度としての班制度があります。司法研修所第63期(平成22年入会)以降、第一東京弁護士会に入会した新入会員弁護士を入会時の第一東京弁護士会副会長の人数と同数の班に分けて、班員同士の絆を構築する目的で始めた制度です。

この班制度は、司法制度改革により新入会員が増員し、1年間に200名近くもの大人数が入会てくる第一東京弁護士会の状況下では、同期の親睦すら築けない現状を打破するために考案されたものであり、多くの企業内弁護士の新入会員から、この班制度がなければ、これほど多く同期の会員との接点を持つことはできなかつたと絶賛されています。

¹⁷ 弁護士会と日弁連の関係については、本書12頁。

iii 日本組織内弁護士協会

弁護士会ではありませんが、企業や公官庁に所属している弁護士及びその経験者を中心として平成13年に設立された任意団体である日本組織内弁護士協会（「Japan In-house Lawyers Association」、以下、「JILA」といいます。）があります。JILAは、組織内弁護士の現状について調査研究を行うと共に、組織内弁護士の普及促進のための様々な活動を行うことにより、社会正義の実現と社会全体の利益の増進に寄与すること、及び会員相互の親睦を図ることを目的としています¹⁸。JILAに参加し活動することにより、他社の企業内弁護士とも接点を持つことが可能となるでしょう。

iv 社外の弁護士とのネットワーク構築のメリット

企業内弁護士が、社外の弁護士とネットワークを構築するメリットには、以下のものが考えられます。

a お互いの切磋琢磨

企業内弁護士は、日本の企業の数に比べれば、まだまだごく少数に過ぎず、複数の企業内弁護士を抱えている企業も一部に過ぎません。そういう状況下では、委員会で外部の弁護士の話を聞いたり、意見交換したり、あるいは、外部の弁護士による研修を聴講することは、企業内にいる時とは違った視点・立場・考え方で同レベルの人と議論して物事を考えるまたとない機会であり、企業内弁護士の意欲及び能力向上に大いに資するものと考えられます。

b 外部弁護士開拓のツール

企業内で日常発生する問題について、顧問弁護士との連携で解決に足りる場合は多いでしょう。しかし、日々進化するビジネス社会で法的問題も常に新しい問題が発生し、顧問弁護士よりもより専門的な外部弁護士を探さなければならないケースも出てくることが考えられます。そのような場合であっても、ネットワークを活かして、その分野に精通した外部弁護士を探し出すことが可能となります。より多くのネットワークを築けば、それだけ適切な専門家に出会う可能性も高まります。

c 気軽な相談相手

また、自分が詳しくない分野での問題が発生したが、費用をかけて外部の弁護士に相談するほどの内容でもない場合なども、ネットワークを通じて、知り合った先輩弁護士等に気軽に相談することもできます。もちろん守秘義務があ

¹⁸ 詳しくはJILA公式ホームページ <http://jila.jp/> 参照。

りますので、詳細な内容は話せないとしても、考え方や対応のヒントなど、示唆に富むアドバイスを期待することはできます。

こういったネットワークを通じて作り上げた人脈は、当該企業内弁護士のみならず、雇用企業にとっても非常に得難い財産です。弁護士登録は将来の人脈作りに投資するという意義もあるのです。ネットワークを活かすことで、企業は、企業内弁護士を通じて「何とかしてくれる／何とかなる」という意味の安心を手に入れることができます。

3. まとめ

ここまで見てきた弁護士会活動によるメリットは、なにより弁護士としての名簿登録を行うことにより得られるものです。法曹有資格者を採用しながら弁護士名簿登録をしないことは、弁護士資格の有用性を発揮できないばかりでなく、企業としてもせっかくの人材を活用しきれないという点において損失であるといえるのではないでしょうか。

一方で、弁護士名簿登録さえしていれば何でもできるという過度な期待も禁物です。これらのメリットを企業へもたらすためには弁護士としての経験が大切であるといえますから、企業としても、採用した企業内弁護士には弁護士としての経験を積極的に積ませ、育成していくという姿勢が求められるといえるでしょう。

第3 弁護士会と弁護士名簿登録

1. 弁護士会とは

(1) 弁護士と弁護士会及び日弁連との関係

弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならず¹⁹、そのためには、入会しようとする弁護士会を経て、日弁連に登録の請求をしなければなりません²⁰。そして、弁護士名簿に登録を受けた者は、入会しようとする弁護士会の会員となり²¹、当然、日弁連の会員ともなります²²。

弁護士会とは、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務に鑑み、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする法人です²³。弁護士会は、地方裁判所の管轄区域毎に設立しなければなりません²⁴。地方裁判所は、都府県ごとに一つずつ設置されていますが、北海道においては、地域的に広範であることから、4つの地方裁判所（札幌、函館、旭川、釧路）が設置されていますので、全国で50の地方裁判所が存在します。そのため、弁護士会の数も50となりそうですが、後に述べるとおり²⁵、東京には3つの弁護士会があるため、弁護士会の数は日本全国で52となります。

日弁連とは、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする法人です²⁶。全国52の弁護士会、弁護士及び弁護士法人で構成されます²⁷。

弁護士が、その使命である人権擁護と社会正義²⁸を実現するためには、いかなる権力にも屈することなく、自由独立でなければなりません。そのため、日弁連及び弁護士会には完全な自治が認められ、自ら資格審査・登録手続を行い、組織・運営に関する会則を自ら定めることができ、弁護士に対する懲戒等の監督を行います。

なお、弁護士会と日弁連のほかに、高等裁判所の所在地ごとに弁護士会連合

¹⁹ 弁護士法 8 条。

²⁰ 弁護士法 9 条。

²¹ 弁護士法 36 条 1 項。

²² 弁護士法 47 条。

²³ 弁護士法 31 条。

²⁴ 弁護士法 32 条。

²⁵ 本書 13 頁。

²⁶ 弁護士法 45 条 2 項、3 項。

²⁷ 弁護士法 47 条。

²⁸ 弁護士法 1 条 1 項。

会が存在します²⁹。たとえば、東京高等裁判所管轄地域内の弁護士会（東京三会、横浜、埼玉、千葉県、茨城県、栃木県、群馬、静岡県、山梨県、長野県、新潟県の13弁護士会）は、関東弁護士会連合会を構成しています。しかし、これは弁護士会の連合会であって、弁護士は会員ではなく、弁護士が弁護士会連合会による指導・監督を受けることはありません。

以上、要するに、日本において弁護士になるには、各都道府県にあるいずれかの弁護士会に入会し、日弁連の弁護士名簿に登録して日弁連の会員になることが必要となります。したがって、弁護士は、弁護士会及び日弁連に二重に所属し、弁護士会及び日弁連の指導・監督を受けることになります。

（2）弁護士会の選択

弁護士会は原則、地方裁判所所在地ごとに一會ずつあり、法律事務所はその所属弁護士会の地域内に設けなければなりません³⁰。企業内弁護士となる場合は、勤務先の所在地の弁護士会に入会することになります。

しかし東京に限っては、歴史的な経緯から、東京弁護士会（東弁）、第一東京弁護士会（一弁）、第二東京弁護士会（二弁）の三会が同一地域に存在するので、いずれかを選択する必要が生じます。どの弁護士会を選択しても、弁護士として活動できる内容に変わりはありません。法律事務所に勤務する場合には、所属する事務所の弁護士から自己の所属弁護士会への入会を勧められるというケースが多いようです。しかし、企業に所属する場合には、必ずしも、特定の弁護士会に所属させる意向があるとは限りません。そのため、どの弁護士会を選択するかは、司法修習生・弁護士と企業の間でよく話し合って決めてください。どのような観点で弁護士会を選択するのかは、それぞれの弁護士及び企業の考え方次第です。企業として一番気になるのは入会金と会費の負担額と思われますが、東京の三会であれば、入会金及び入会後10年間のトータルでの支払額は同一ですので、あまり違いはないといえるでしょう。結論としては、公益活動の義務の内容、入会時の保証人の要否、企業の顧問弁護士との関係などを総合考慮して、選択することになります。

2. 弁護士になる途

弁護士になるには、弁護士資格を取得して、日弁連の弁護士名簿に登録する必要があります。

弁護士資格の取得方法には、現行法上、2とおりの途があります。

²⁹ 弁護士法 44 条。

³⁰ 弁護士法 20 条 2 項。

(1) 司法修習終了

我が国で法曹（裁判官、検察官及び弁護士）となるためには、司法試験に合格した後、司法修習生として採用され³¹、司法研修所で1年間の司法修習を終えること³²が必要です。

司法修習は、法科大学院で学んだ法理論教育及び実務の基礎的素養を前提として、法律実務に関する汎用的な知識や技法と、高い職業意識や倫理観を備えた法曹を養成することを目的としており、法曹養成に必須の課程として置かれています。司法修習の最終試験（司法修習生考試）に合格して司法修習を終えることにより、判事補、検事又は弁護士となる資格が与えられます。

法科大学院においては、それぞれ特徴ある教育がされていますが、司法修習は、裁判官・検察官・弁護士のいずれの道に進む者に対しても、同じカリキュラムで行われます（統一修習制度）。この統一修習制度は、司法官（判事及び検事）の養成と弁護士の養成を二元的に行っていた制度を改めたものであり、昭和22年に司法修習制度が開始されて以来、我が国における法曹養成の一貫した方針となっています。それぞれの立場からの事件の見方を学ばせることにより、広い視野や物事を客観的・公平に見る能力を養うとともに、法律家間の相互理解を深める意義もあります。このような統一修習制度は、国際的に見ても特徴のある制度であり、我が国において高い評価を受けています³³。

法曹は、一般的に、司法修習の期によって自己を表示することがあります。平成26年に司法修習を終了する者は、司法修習第67期となります。司法修習同期の連帯は非常に強いといえ、一般の企業の同期入社に相当するといえましょう。

司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有します³⁴。司法修習を終了する時期は、現在毎年12月です。

なお、司法修習生には修習専念義務が課せられ³⁵、司法修習中は原則として兼職を禁じられています³⁶。したがって、企業内弁護士になろうとする者は、司法修習終了後に弁護士になり、入社することになります。

(2) 弁護士資格認定

このほか、司法修習生となる資格を得た後（すなわち司法試験合格後）に、一定期間、国会議員、簡裁判事、内閣法制局参事官、大学の法律学の教授、企

³¹ 裁判所法66条1項。

³² 裁判所法67条1項。

³³ 以上の説明については、最高裁判所のホームページから引用

（<http://www.courts.go.jp/saikosai/sihokensyuujo/sihosyusyu/index.html>）。

³⁴ 弁護士法4条。

³⁵ 裁判所法67条2項。

³⁶ 司法修習生に関する規則2条。

業法務、公務員等の経験を経て、日弁連が実施する研修（いわゆる「5条研修」）課程を修了したと法務大臣が認定（いわゆる「5条認定」）した者は、弁護士となる資格を有します³⁷。

このほか、司法試験を合格していないくとも、特任検事としての経験で弁護士資格認定を受けることが可能ですが、ここではこれ以上論じません。

企業法務経験者として認められるためには、次に掲げる職務に従事していかなければなりません³⁸。

- i 契約書案その他の事業活動において当該事業者の権利義務についての法的な検討の結果に基づいて作成することを要する書面の作成
- ii 裁判手続等のための事実関係の確認又は証拠の収集
- iii 裁判手続等において提出する訴状、申立書、答弁書、準備書面その他の当該事業者の主張を記載した書面の案の作成
- iv 裁判手続等の期日における主張若しくは意見の陳述又は尋問
- v 民事上の紛争の解決のための和解の交渉又はそのために必要な事実関係の確認若しくは証拠の収集

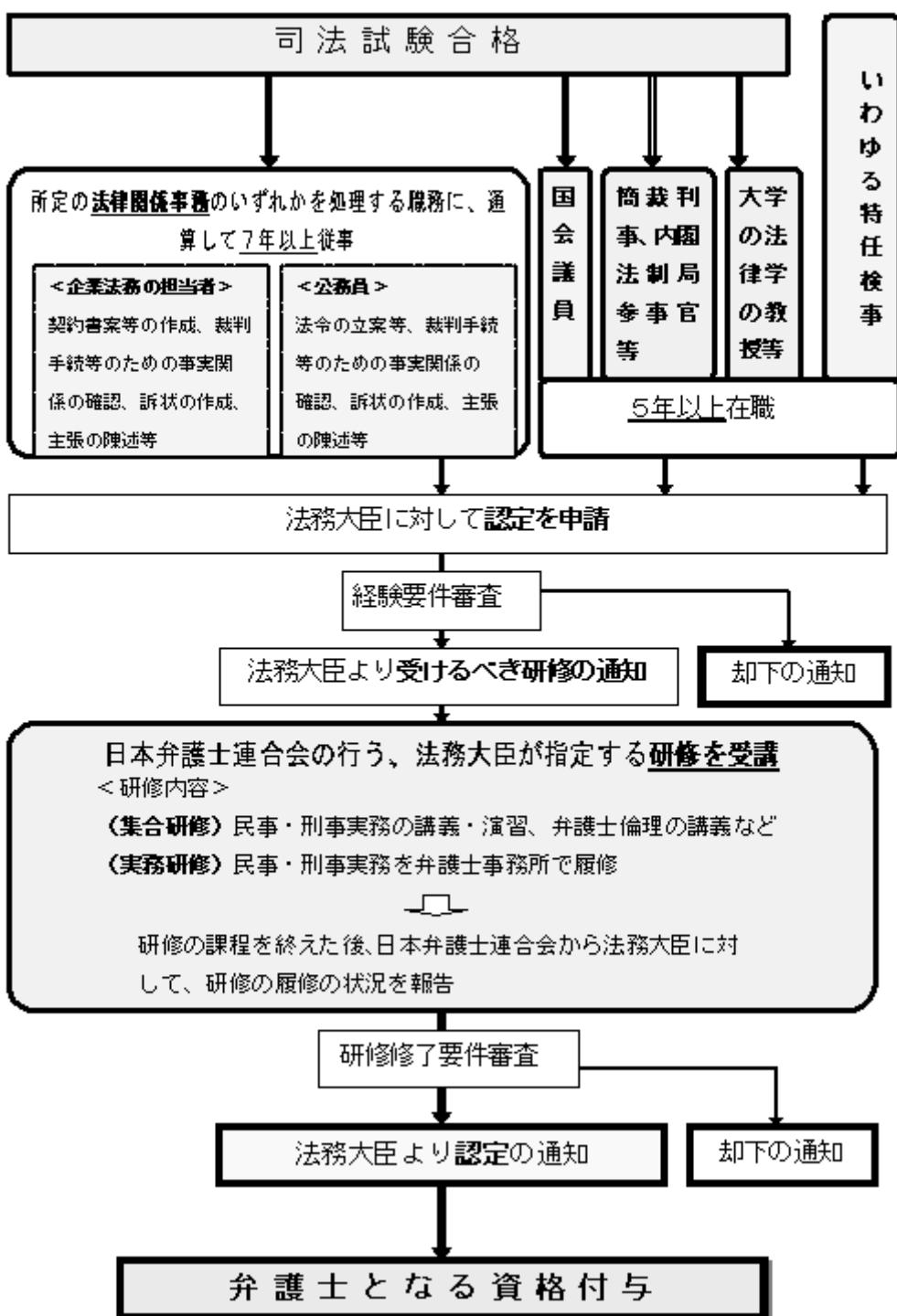
法務大臣の認定を受けるための要件については、次頁のチャートをご参照ください。

³⁷ 弁護士法5条2号。

³⁸ 弁護士法5条1項2号イ。

法務大臣の認定を受けるための制度概略チャート図

①国会議員、簡裁判事、内閣法制局参事官、大学の法律学の教授等、②企業法務、公務員等経験者、③特任検事に対する弁護士資格付与の流れ



(法務省のホームページより転載 http://www.moj.go.jp/housei/gaiben/housei07_00004.html)

3. 弁護士名簿登録及び弁護士会入会

(1) 弁護士名簿登録及び弁護士会入会申込とは

弁護士となるためには、弁護士資格を得た後に、入会を予定する弁護士会を通じて日弁連の弁護士名簿への登録請求を行い、審査を経た後に弁護士名簿に登録されなければなりません。つまり、入会を予定する弁護士会に対し、日弁連の弁護士名簿への登録請求と当該弁護士会への入会申込を、事実上同時に行うことになります。

(2) 登録の手順

ア 登録請求及び入会申込

通常、弁護士名簿に登録しようとする司法修習生は、司法修習期間の一定期間中（第一東京弁護士会においては、例年9月の第2週から9月末まで）に、入会しようとする弁護士会宛に、入会申込書及び弁護士名簿登録請求書その他の一式書類を提出し、司法修習終了の翌日、一斉に弁護士会に登録されることになります。これを一括登録といいます。現時点では、一括登録は、毎年12月に行われています。この指定された一定期間に申請書類の提出をしないと、次に述べる登録審査手続に要する時間の関係上、一括登録には間に合いません。ただし、上記期間を徒過した申込であっても、可能な限り、一括登録に間に合うよう処理しています。仮に一括登録に間に合わなかったとしても、弁護士資格を有する者は、隨時、弁護士名簿への登録請求及び弁護士会への入会申込を行うことができます（ただし、研修の時期がずれたりすることがあります）。

イ 弁護士会の審査

弁護士名簿への登録の可否の審査は、第一次的には入会申込を受けた弁護士会が行います。弁護士会が、日弁連に対し、申請者の弁護士名簿への登録請求を送付することを進達といいます³⁹。弁護士会は、弁護士会の秩序若しくは信用を害するおそれがある者又は一定の法定事由に該当し弁護士の職務を行わせることがその適性を欠くおそれがある者については、資格審査会の議決に基づき、登録請求の進達を拒絶することができます⁴⁰。この審査は、弁護士会の常議員会で行われます。日弁連に対する登録請求の進達を拒絶されると、弁護士名簿への登録ができないことになり、弁護士となることができません。進達拒絶処分に対しては、不服申立てができます⁴¹。弁護士会が登録を相当と認める場合は、日弁連に登録請求の進達が行われます。

³⁹ 日弁連会則 19 条 1 項 1 号。

⁴⁰ 弁護士法 12 条。

⁴¹ 弁護士法 12 条 4 項。

なお、後述のとおり、弁護士名簿に登録されると当然に入会申込をした弁護士会の会員となる関係から、この登録請求の進達の審査は、実質上、入会申込をした弁護士会への入会審査も兼ねています。

ウ 日弁連の登録審査

また、弁護士会から登録請求の進達を受けた場合でも、日弁連は、独自に弁護士名簿への登録の可否を審査することができます。

日弁連は、弁護士会の進達拒絶事由があつて登録を拒絶することを相当と認めるときは、資格審査会の議決に基づき、その登録拒絶することができます⁴²。日弁連の登録拒絶処分に対しては、取消訴訟を提起できます⁴³。

エ 弁護士名簿への登録

弁護士会から日弁連に登録請求の進達があり、日弁連が登録拒絶をせずに、常務理事会で承認すれば、弁護士名簿への登録がなされます。

弁護士名簿には、次の事項が記載されます⁴⁴。

- i 弁護士の氏名、本籍及び生年月日
- ii 職務上の氏名
- iii 弁護士の事務所及び住所
- iv 所属弁護士会の名称
- v 登録番号
- vi 登録年月日
- vii 登録換えの年月日
- viii 登録事項変更の年月日及びその事由
- ix 懲戒の処分
- x 登録取消の年月日及びその事由

オ 日弁連及び弁護士会への入会

弁護士名簿に登録を受けた者は、当然、入会しようとする弁護士会の会員となります⁴⁵。また、弁護士は、当然、日弁連の会員となり⁴⁶、日弁連への入会申込手続は特にありません。したがって、弁護士名簿への登録の審査が、同時に日弁連及び入会しようとする弁護士会の入会審査となっています。

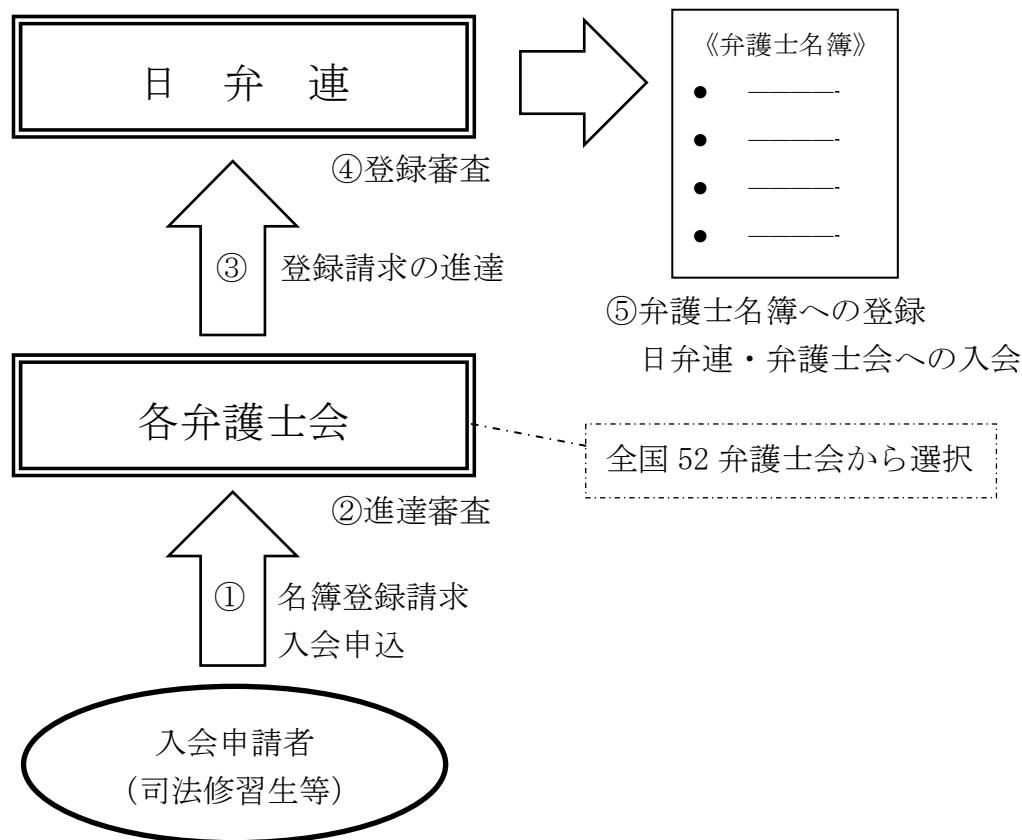
⁴² 弁護士法 15 条。

⁴³ 弁護士法 16 条。

⁴⁴ 日弁連会則 18 条。

⁴⁵ 弁護士法 36 条。

⁴⁶ 弁護士法 47 条。



力 申請書類

弁護士名簿に登録を請求する者は、その入会しようとする弁護士会を経て、日弁連に対し、次に掲げる書類を提出しなければなりません⁴⁷。

- i 弁護士名簿登録請求書
- ii 履歴書
- iii 戸籍謄本（戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書のいずれか）
- iv 弁護士となる資格を証明する書面（司法修習終了証書）
- v 弁護士法第七条各号のいずれにも該当しない旨の証明書（誓約書、本籍地市区町村発行の身分証明書及び各法務局発行の成年後見登記等ファイルに登録されていないことの証明書）
- vi 弁護士法第十二条第一項各号及び第二項に掲げる事項に関する書面（誓約書）

⁴⁷ 日弁連会則 19 条 1 項。

このほか、企業内弁護士として弁護士登録請求をするには、次の書類を提出しなければなりません。

vii 営利業務に従事するための届出書⁴⁸

かつては、弁護士は、所属弁護士会の許可を受けなければ、営利目的業務を営み、もしくはこれを営む者の使用人となり、又は営利を目的とする法人の役員又は使用人になることができませんでした⁴⁹。これは、弁護士が営利の目的のために事業等に携わることを何らの制約なくして認める場合には、弁護士の品位と信用の保持に十全を期し難くなるおそれがあるため、弁護士会の許可を要することによって、これを保持し、また、弁護士の品位と信用の保持についての弁護士会の指導・監督を遺漏なきように期そうとする趣旨でした。

しかし、弁護士が営利事業に携わることが必ずしも弁護士の品位と信用の低下をもたらすものではなく、今日の企業活動においては、社会の国際化、高度化、複雑化に伴い、各種法律問題が発生しており、これらに対して、各企業が事前・事後に適切に対応することが極めて重要な課題となっているほか、コンプライアンス経営及び企業倫理の確保も一層強く求められており、むしろ弁護士がこれらのニーズに的確に対応することへの期待も飛躍的に増加していることを踏まえ、平成15年改正弁護士法で、営利事業についての事前許可制を撤廃し、営利業務従事弁護士の状況を把握し、弁護士会が倫理研修の充実、綱紀・懲戒の適切な運用等によって弁護士倫理の遵守を図るために、届出制⁵⁰にしたものです⁵¹。

このほかにも、登録を希望する各弁護士会固有の書類がありますので、具体的には各弁護士会にお問い合わせください⁵²。

(3) 入会金と会費の支払い

弁護士は、当然に日弁連及び弁護士会の会員となるので、入会金及び会費等を支払う必要があります。

入会金及び会費の負担は、企業内弁護士になろうとする者にとって一番関心のあるものの一つと思われますので、企業負担とするのか個人負担とするのか、入社前に企業と企業内弁護士の間でよく話し合って決めてください⁵³。ちなみに、

⁴⁸ 資料3「営利業務従事届出書」参照。

⁴⁹ 平成15年改正前弁護士法30条。

⁵⁰ 弁護士法30条、日弁連会則28条の4。

⁵¹ 条解弁護士法〔第4版〕236頁。

⁵² 第一東京弁護士会における登録請求及び入会申込に際して、企業内弁護士になる予定の申請者に配布している書類について、資料4「第一東京弁護士会入会（登録）手続き案内」参照。企業内弁護士については、その雇用企業から弁護士会に対し、「新規登録弁護士研修協力確認書」が差入れられている。

⁵³ 本書35頁。

経営法友会が平成25年1月に行った「企業における法曹有資格者の活動に関する緊急実態調査」⁵⁴では、77.6%の企業が弁護士会費を全額負担しています。

ア 入会金その他

日弁連には入会金はありませんが、弁護士名簿には登録料がかかります。現在、登録料は3万円です。ただし、司法修習終了後1年以内に登録する者については、1万円に減額されます⁵⁵。このほか、登録免許税として6万円の支払いが必要です。

弁護士会は、入会金を徴収しますが、その金額は、各弁護士会によって異なります。東京の三弁護士会は、いずれも入会金は3万円です。

イ 会費

このほか、弁護士は、日弁連会費及び所属弁護士会会費を支払う必要があります。ただし、日弁連会費については、所属弁護士会が徴収することになります⁵⁶ので、支払先は所属弁護士会のみになります。これらの会費は毎月に発生します。なお、会費の内訳や金額は平成26年8月現在のものです。

i 日弁連会費

a 会費⁵⁷

日弁連の会費は、月額1万4000円です。ただし、司法修習終了後満2年を経過しないものの会費は、月額7000円に減額されています。

b 特別会費⁵⁸

現在、日弁連の特別会費としては以下のものがあり、現在、毎月合計5000円です。

α 少年・刑事財政基金のための特別会費

日弁連が実施する少年保護事件付添援助事業及び刑事被疑者弁護援助事業の維持・発展並びに弁護士会が実施する当番弁護士制度及び当番付添人制度の維持・発展に要する費用に対する財政補助のため少年・刑事財政基金を設置し、その資金にあてるため、弁護士である会員より徴収する特別会費です。月額3300円です。

β 法律援助基金のための特別会費

日弁連が会則89条の2及び法律援助事業に関する規程の規定により実施する法律援助事業のうち、刑事被疑者弁護援助事業及び少年保護事件付添援助事業

⁵⁴ 資料5「企業における法曹有資格者の活動に関する緊急実態調査」参照。

⁵⁵ 日弁連会則23条1項1号。

⁵⁶ 日弁連会則96条。

⁵⁷ 日弁連会則95条。

⁵⁸ 日弁連会則95条の3。

以外の法律援助事業の維持・発展に要する費用として法律援助基金の資金にあてるため、弁護士である会員より徴収する特別会費です。月額1100円です。

γ 弁護士過疎・偏在対策のための特別会費

弁護士過疎・偏在地域における公設事務所、法律相談センターの設置・維持、弁護士定着の促進等過疎・偏在を解消するため、弁護士である会員より徴収する特別会費です。月額600円です。

ii 所属弁護士会会費

a 会費

弁護士会の会費は、各弁護士会によって異なりますので、入会を予定している弁護士会へお問い合わせください。会費は、若手保護のために、登録直後は安く、徐々に金額が上がっていく登録年数によるスライド式になっている弁護士会があります。

b 特別会費

各弁護士会は、独自の判断で会費のほかに、特別会費を徴収する場合があります。

ここで、参考のために、東京の三弁護士会の会費についてまとめたものを、以下に示します⁵⁹。この中に新会館特別会費がありますが、これは東京都千代田区霞が関に所在する弁護士会館ビルのうち、東京の三弁護士会所有部分について将来の大規模修繕等に備えるための積立として徴収している特別会費です。現在は、支払額が50万円に至るまで毎月一定額を徴収されています。

弁護士会会費（第67期司法修習生が修習終了後直ちに弁護士会に入会した場合）

入会後の月額会費（初年度） 単位：円

	弁護士会 会費	新会館 特別会費	日弁連 会費	日弁連 特別会費	合計
東弁	5,000	5,000	7,000	5,000	22,000
一弁	5,000	0	7,000	5,000	17,000
二弁	5,000	0	7,000	5,000	17,000

入会後10年目までのトータルの会費総額 単位：円

	弁護士会 会費	新会館 特別会費	日弁連 会費	日弁連 特別会費	合計
東弁	1,590,000	500,000	1,512,000	600,000	4,202,000
一弁	1,590,000	500,000	1,512,000	600,000	4,202,000
二弁	1,590,000	500,000	1,512,000	600,000	4,202,000

⁵⁹ なお、平成26年度の第一東京弁護士会の会費については、資料6「平成26年度 弁護士会費のお知らせ」参照。

ウ 会費免除

日弁連及び弁護士会の会費については、免除制度があります。

i 日弁連会費について⁶⁰

a 出産時の免除

弁護士が出産（妊娠4ヶ月（85日）以上の分娩をいい、同時期以降の流産又は死産の場合を含む。）をする場合は、所属する弁護士会を通じて申請することにより、会規で定める期間、日弁連の会費等の全部が免除されます。

b 育児期間中

弁護士が、子の育児をする場合は、所属する弁護士会を通じて申請することにより、会規で定める期間、日弁連の会費等の全部が免除されるという制度ですが、つい最近改正新設された規定であり、平成25年12月6日から起算して2年を超えない範囲内で施行される予定です。

c 高齢

弁護士登録の期間が通算して50年以上であるとき又は満77歳に達し、かつ、弁護士登録の期間が通算して20年以上であるときは日弁連の会費等の全部が免除されます。

d 傷病

病気又は傷害により弁護士業務を執ることが困難であるとして、所属する弁護士会において会費の全額免除を受けているときは日弁連の会費等の全部が免除されます。

ii 所属弁護士会会費について

各弁護士会でも、会費については、免除規定を設けている場合があります。第一東京弁護士会では、次のとおりです。

a 出産時の免除

出産前2ヶ月及び出産後2ヶ月（合計4ヶ月）、弁護士会会費が免除されます。

b 育児期間中

男女を問わず、子供が2歳に達するまでの育児中、業務時間が育児のため週20時間を下回った場合（通常の半分以下しか稼働できなかつたという趣旨）で、申し出があったときは、子供が2歳になるまでの任意の連続8ヶ月を上限に弁護士会会費が免除されます。

c 高齢

満77歳以上で、弁護士会の在会通算年数が20年に達した会員の弁護士会会費が免除されます。

⁶⁰ 日弁連会則 95 条の 4。

第4 弁護士の職務規律及び義務

1. 弁護士の職務規律

(1) 弁護士としての職務規律

弁護士は、弁護士法上認められた資格であり、その職務の性格から、弁護士法上、様々な職務規律が課せられています。また、日弁連及び弁護士会も、会則その他の規定で所属弁護士に独自に規律を課しています⁶¹。これらの規律は、企業内弁護士であっても弁護士である以上遵守しなければならず、その義務違反に対しては懲戒される可能性があります⁶²ので、企業も十分理解しておく必要があります。

弁護士の職務規律に関しては、日弁連の「弁護士職務基本規程」が非常に重要です。これは、日弁連会則16条に基づき日弁連会規（総会の決議により定められる規定）として平成16年に制定されたものであり、従来「弁護士倫理」として定められていたものを会規としたものです。

そのうち、いくつかの義務は、企業内弁護士が業務を行ううえで検討しなければならない非常に重要な内容を持っています。なお、弁護士の職務規律に関しては、『条解弁護士法 第4版』（日本弁護士連合会調査室編著）及び『解説弁護士職務基本規程 第2版』（日本弁護士連合会倫理委員会編著）が非常に参考になります。

(2) 弁護士法その他の規定する一般的職務規律

弁護士は、弁護士法上、その職務の特性に応じて、一般的な職務規律を負っています。日弁連会則又は弁護士職務基本規程において規定されている一般的な職務規律もあります。その他、日弁連会則又は弁護士職務基本規程で独自に定める一般的職務規律もあります。そのうち、代表的なものを、以下挙げます。

ア 基本人権の擁護と社会正義の実現

「1. 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2. 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。」⁶³

イ 品性陶や義務

「弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律

⁶¹ 弁護士法 33条2項7号、46条2項1号。

⁶² 弁護士法 56条。

⁶³ 弁護士法 1条。弁護士職務基本規程 1条も参照。

事務に精通しなければならない。」⁶⁴

「弁護士及び弁護士法人は、（中略）その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があったときは、懲戒を受ける。」⁶⁵

ウ 会則遵守・秩序信用保持義務

「弁護士は、所属弁護士会及び日本弁護士連合会の会則を守らなければならぬ。」⁶⁶

「弁護士は、所属弁護士会及び本会の会則、会規及び規則を守らなければならぬ。」⁶⁷

「弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し（中略）たときは、懲戒を受ける。」⁶⁸

エ 自由及び独立

「弁護士の本質は、自由であり、権力や物質に左右されてはならない。」⁶⁹

「弁護士は、職務の自由と独立を重んじる。」⁷⁰

（3）具体的職務規律

以上のほか、弁護士は、弁護士法や弁護士職務基本規程により、業務遂行に関して、具体的な職務規律を数多く受けています。弁護士職務基本規程で定められた規律の中には、弁護士法で定められた規律をさらに検討したものもあり、弁護士法及び弁護士職務基本規程を十分に研究する必要があります。

これらのうち、企業内弁護士に関して十分注意が必要であると思われるものを、以下、いくつか取り上げます。

ア 弁護士による法律事務の独占とこれに関連する規律（非弁提携禁止義務）

「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。」

⁶⁴ 弁護士法2条。弁護士職務基本規程6条、15条、17条も参照。

⁶⁵ 弁護士法56条1項。

⁶⁶ 弁護士法22条。

⁶⁷ 日弁連会則29条。

⁶⁸ 弁護士法56条1項。

⁶⁹ 日弁連会則15条。

⁷⁰ 弁護士職務基本規程2条。

「何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によつて、その権利の実行をすることを業とすることができない。」⁷²

「1. 弁護士又は弁護士法人でない者は、弁護士又は法律事務所の標示又は記載をしてはならない。

2. 弁護士又は弁護士法人でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならない。

3. 弁護士法人でない者は、その名称中に弁護士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。」⁷³

「弁護士は、第七十二条乃至第七十四条の規定に違反する者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。」⁷⁴

イ 秘密保持義務（守秘義務）

「弁護士又は弁護士であった者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。ただし、法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。」⁷⁵

ウ 利益相反回避義務

「弁護士は、次に掲げる事件については、その職務を行ってはならない。ただし、第三号及び第九号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りではない。

- 一 相手方の協議を受けて贊助し、又はその依頼を承諾した事件
- 二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの
- 三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件
- 四 公務員として職務上取り扱った事件
- 五 仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件
- 六 第三十条の二第一項に規定する法人の社員又は使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、その法人が相手方の協議を受け贊助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの
- 七 第三十条の二第一項に規定する法人の社員又は使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、その法人が相手方の協議を受け

⁷¹ 弁護士法 72 条。

⁷² 弁護士法 73 条。弁護士法 28 条及び弁護士職務基本規程 17 条も参照。

⁷³ 弁護士法 74 条。弁護士職務基本規程 11 条、12 条、13 条も参照。

⁷⁴ 弁護士法 27 条。弁護士職務基本規程 11 条も参照。

⁷⁵ 弁護士法 23 条。弁護士職務基本規程 23 条も参照。

た事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与したもの

八 第三十条の二第一項に規定する法人の社員又は使用人である場合に、その法人が相手方から受任している事件

九 第三十条の二第一項に規定する法人の社員又は使用人である場合に、その法人が受任している事件（当該弁護士が自ら関与しているものに限る。）の相手方からの依頼による他の事件」⁷⁶

（4）組織内弁護士特有の職務規律

企業内弁護士を含む組織内弁護士のみを対象とした職務規律は、弁護士法上は存在しませんが、弁護士職務基本規程には、次のものがあります。これらが企業内弁護士の企業内の業務遂行に対してどのように適用されるのか、どのように影響するのか等については、今後、さらに検討されるべきであると考えます。

ア 営利業務従事における品位保持

「弁護士は、自ら営利を目的とする業務を営むとき、又は営利を目的とする業務を営む者の取締役、執行役その他業務を執行する役員若しくは使用人となつたときは、営利を求めることにとらわれて、品位を損なう行為をしてはならない。」⁷⁷

イ 自由と独立

「官公署又は公私の団体（弁護士法人を除く。以下これらを合わせて「組織」という。）において職員若しくは使用人となり、又は取締役、理事その他の役員となつていてる弁護士（以下「組織内弁護士」という。）は、弁護士の使命及び弁護士の本質である自由と独立を自覚し、良心に従つて職務を行うように努める。」⁷⁸

ウ 違法行為に対する措置

「組織内弁護士は、その担当する職務に関し、その組織に属する者が業務上法令に違反する行為を行い、又は行おうとしていることを知ったときは、その者、自らが所属する部署の長又はその組織の長、取締役会若しくは理事会その他の上級機関に対する説明又は勧告その他の組織内における適切な措置をとらなければならない。」⁷⁹

⁷⁶ 弁護士法 25 条。弁護士職務基本規程 27 条、28 条も参照。

⁷⁷ 弁護士職務基本規程 16 条。

⁷⁸ 弁護士職務基本規程 50 条。

⁷⁹ 弁護士職務基本規程 51 条。

(5) 規律違反の効果

弁護士の職務規律に反する行為があった場合、当該弁護士は懲戒を受ける可能性があります⁸⁰。懲戒の内容は、①戒告、②2年以内の業務の停止、③退会命令、④除名です⁸¹。業務停止、退会命令、除名の違いは、業務停止が弁護士資格や弁護士たる身分を失わせるものではないのに対し、退会命令は弁護士たる身分を失わせるが弁護士資格を失わせはしないものであり、除名は弁護士資格も3年間失わせる⁸²ものであります。

懲戒処分と弁護士身分及び資格との関係

	弁護士たる身分	弁護士資格
業務停止	喪失せず	喪失せず
退会命令	喪失する	喪失せず
除名	喪失する	喪失する

懲戒は、所属弁護士会が行う手続です⁸³。何人も懲戒の対象となる弁護士の所属弁護士会に懲戒の申立てができます⁸⁴。弁護士会は、懲戒の申立てがあると、まず、綱紀委員会で審査し、綱紀委員会で懲戒委員会に事案の審査を求めるこことを相当と認められたときは、懲戒委員会でさらに審査され、懲戒委員会で処分内容が決定されます⁸⁵。

最近、弁護士に対する懲戒申立てが増えて来ています。しかし、実際に懲戒処分を受けるものは、申立てを受けたものの数%しかありません。したがって、仮に企業内弁護士が懲戒請求を受けたとしても、企業としては冷静に対処していただきたいと思います。

2. 弁護士の義務

弁護士は、日弁連及び弁護士会に属しているため、日弁連及び弁護士会により、次のような義務を課せられています。これらは、いずれも会則その他の規則上の義務であり、企業内弁護士であっても免れることはできませんし、その義務の不履行に関しては、懲戒処分を受ける可能性もあります。

(1) 会費支払義務

すでに述べたとおり⁸⁶、弁護士は、日弁連及び弁護士会の二つの会費を支払う

⁸⁰ 弁護士法 56 条 1 項。

⁸¹ 弁護士法 57 条 1 項。

⁸² 弁護士法 7 条 3 号。

⁸³ 弁護士法 56 条 2 項。懲戒手続の概略は、資料 7 「懲戒手続フローチャート」参照。

⁸⁴ 弁護士法 58 条 1 項。

⁸⁵ 弁護士法 58 条。

⁸⁶ 本書 21 頁。

義務を負っています。

(2) 研修義務

ア 倫理研修義務

弁護士は、倫理研修に参加しなければなりません。これは、日弁連から全ての弁護士に課せられている義務です⁸⁷。具体的には、各弁護士会が日弁連からの委託を受けて、倫理研修を行っています。

倫理研修の履修が義務とされているのは、弁護士の綱紀を確立し、倫理を保持するためです。弁護士の倫理違反に対しては、弁護士本人が弁護士会による懲戒処分を受ける可能性があるだけでなく、その弁護士が所属する組織自体も社会的責任（場合によっては法的責任も）を問われる可能性を否定できません。したがって、倫理研修は弁護士にとっても所属組織にとっても、非常に重要な意味をもつものといえます。

倫理研修は、弁護士としての登録初年度、登録後満3年、満5年、以降5年おきに実施されます。登録初年度に行われる研修を「登録年度研修」、その後に行われる研修を「基準年度研修」といいます。

研修の内容は、日弁連の研修委員会が策定しますが、いずれも弁護士職務基本規程その他の重要な規則に関する内容となっています。

第一東京弁護士会では、登録年度研修を例年3月に行ってています。企業内弁護士の場合、企業内研修と重なる可能性もありますので、十分注意してください。3月以降に弁護士登録をした新規登録弁護士については、第一東京弁護士会では例年7月に行われる基準年度研修に参加することで研修義務を履行したものとみなしています。

イ 新規登録弁護士研修義務

日弁連では、新規登録弁護士ガイドラインを策定し、各弁護士会に新規登録弁護士（弁護士登録後1年未満の弁護士）に対する新規登録弁護士研修を実施するよう指導しています。その目的は、弁護士自治・会務活動等を中心とした弁護士制度に関する研修並びに実務研修を含めた民事及び刑事双方に関する研修を組織的に行うことにより、弁護士としての使命を自覚させ、かつ、実務家としての弁護士が最低限必要とする基本的な知識及び能力を具備させるためです。

第一東京弁護士会では、これに基づいて、新規登録弁護士に対し、新規登録弁護士研修の履修を義務づけ⁸⁸、「新規登録弁護士研修会規」で研修内容を規定しています。また、第一東京弁護士会では、入会時に、入会者である弁護士に

⁸⁷ 日弁連・倫理研修規則 2条1項、2項。

⁸⁸ 第一東京弁護士会会則 18条の3第1項。

「新規登録弁護士研修履修義務確認書」を、当該弁護士の雇用弁護士又は雇用組織に「新規登録弁護士研修協力確認書」を第一東京弁護士会宛に差入れてもらっています⁸⁹。

新規登録弁護士の研修内容は、①集合研修、②個別研修及び③会務研修に分かれており⁹⁰、新規登録弁護士は、弁護士となってから1年以内にこれらを履修しなければなりません⁹¹。以下、第一東京弁護士会の新規登録弁護士研修のそれぞれの内容について、解説します。

i 集合研修

集合研修の項目は、必須項目と選択項目に分かれています。

a 必須項目

必須項目は、弁護士としての心構え、弁護士自治、弁護士倫理、弁護士報酬、会務活動（弁護士会・弁護士会連合会・日弁連）、人権一般（国際人権規約・ジェンダー・子供の人権等）、現代社会における法曹の役割、クレサラ研修、刑事弁護研修、その他第一東京弁護士会の総合研修センターが指定する項目により構成され、第一東京弁護士会では、例年入会直後の1月に2日間にわたって実施される新入会員研修会で実施されます⁹²。

企業内弁護士にとっては、これらの内容は企業内の実務では習得することが非常に困難であり、弁護士として最低限必要とされる知識を習得できる非常に重要な機会となっています。また、企業内弁護士は、企業に入社してしまうとなかなか研修所同期の弁護士と知り合う機会が少ないので、新入会員研修会は、同期の弁護士人脈を構築する絶好の機会といえるでしょう。

なお、第一東京弁護士会では、この2日目の研修終了後に新入会員歓迎会を開催しており、歓迎会終了後には新入会員が各班に分かれて懇親会に行くのが慣習となっています。

b 選択項目

このほか、新規登録弁護士は、第一東京弁護士会が選択講座として指定する講座のうち、最低でも2講座を選択して履修しなければなりません。選択講座のテーマは多岐にわたり、各自の業務に関連する講座を選んで受講することができます⁹³。選択講座の履修によって、各テーマにおける基本的な知識を習得できるとともに、弁護士として最低限押さえておくべきポイントにつき理解を深

⁸⁹ 本書20頁注52参照。

⁹⁰ 第一東京弁護士会新規登録弁護士研修会規5条。

⁹¹ 第一東京弁護士会新規登録弁護士研修会規4条。

⁹² 資料8「第67期向け第一東京弁護士会新入会員研修会」参照。

⁹³ 資料9「選択講座一覧表」参照。

めることができます。なお、選択講座は、通常、受講者が受講しやすい、平日夜（午後6時以降、2時間程度）に開催されています。

ii 個別研修

個別研修には、法律相談研修と刑事弁護研修があり、それぞれ先輩弁護士の指導のもとに実施されます。

a 法律相談研修

法律相談研修では、指導弁護士とともに弁護士会の法律相談センターでの法律相談を1回（2～3時間程度）担当します。法律相談は、平日の日中に行われています。

指導弁護士が主として相談者に対応し、新規登録弁護士はこれに同席します。企業内弁護士は、日常の業務として企業内の他部署等から法律相談を受ける機会が多いと思われますので、先輩弁護士の法律相談に同席することは、法律相談のノウハウを体得することができる非常に貴重な機会といえます。

b 刑事弁護研修

刑事弁護研修では、指導弁護士の指導のもと、被疑者国選弁護事件（当該事件が起訴された場合においては、その後の第一審手続も含みます。）を1件受任します。新規登録弁護士の受任被疑者国選弁護事件が起訴に至らず終結した場合には、新規登録弁護士は別途被疑者国選弁護事件又は被告人国選弁護事件を1件受任しなければなりません。ただし、申し出により、総合研修センターの定める刑事弁護特別研修でこれに代替することができます。

刑事弁護研修では、法律相談研修と異なり、先輩弁護士のアドバイスを受けながらも、国選弁護を自らの事件として処理し、国選弁護報酬を受領することになります。

企業内弁護士であっても、弁護士である以上、実際の刑事事件がどのような経過を辿って処理されるかを経験することは非常に重要です。企業が刑事事件に巻き込まれたときに適切な対応を行ううえでも、本研修において弁護士として案件を実際に担当した経験が役に立つと考えられます。

iii 会務研修

新規登録弁護士は、第一東京弁護士会の各種委員会に研修委員として参加し、会務研修を行うことが義務付けられています。新規登録弁護士は、その希望に基づき配属された委員会に、半年間、原則月1回開催される会議に参加することが求められます。委員会への参加を通じて、先輩弁護士から様々な知識を吸収することができるほか、他の弁護士とのネットワークを広げることができます。

す⁹⁴。

(3) 公益活動義務

ア 公益活動とは

公益活動とは、市民に対する一定の弁護士活動や弁護士会務活動など、弁護士会の会則によって指定された一定の公共的な活動を指します。第一東京弁護士会や東京弁護士会、第二東京弁護士会、大阪弁護士会などの大規模弁護士会では、公益活動の履行を義務としています⁹⁵。基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命は、社会的弱者の権利擁護活動、国民の法的サービスへのアクセスの確保、公務への就任、後継者の育成等、弁護士が公共的な役割を担うことによって初めて十全に果たされるものと考えられているからです。

東京では三会ともそれぞれ会則にて多種多様な公益活動を定めています。公益活動及び研修の内容の詳細は、登録予定先の弁護士会へお問い合わせください。第一東京弁護士会では、多くの企業内弁護士が実践している公益活動には、国選弁護人活動、当番弁護士活動及び委員会活動があります。以下、それについて解説します。

イ 具体的な活動内容の例

国選弁護人活動とは、刑事事件において、国選弁護人として行う活動です。起訴され刑事裁判にかけられた被告人段階のみならず、被疑者（いわゆる容疑者）段階での刑事弁護活動も含まれます。具体的には、警察署や拘置所で逮捕・勾留（拘束）されている被疑者・被告人との接見、被疑者・被告人の家族との連絡、証人との打合せ、さらに、場合によっては、被害者との示談交渉、保釈請求なども行います。国選弁護人活動は、一定期間、時間を使うことになりますので、この活動で公益義務を履行する場合は、企業内弁護士は企業の理解を得る必要があります。

当番弁護士活動とは、当番弁護士として逮捕・勾留されている被疑者に無料で接見に赴き、被疑者の相談に応じる活動です。当番弁護士制度は、かつては被疑者段階での国選弁護人制度がなかったため、逮捕・勾留されている被疑者は、私選弁護人を選任しない限り、弁護士から法的なアドバイスを受けることができず、家族や友人・知人からも隔離された孤独な環境の中で取調べを受けてしまった結果、見込み捜査による虚偽の自白を強いられたりするおそれがあったことから、各弁護士会が導入した制度です。なお、現在では被疑者国選制度が導入されました但、被疑者国選制度は対象となる事件が限定されているの

⁹⁴ 本書9頁。

⁹⁵ 第一東京弁護士会につき、第一東京弁護士会会則23条の2第1項。

に対し、当番弁護士制度は限定がないこと、被疑者国選制度は勾留段階に限定されているのに対し、当番弁護士制度は逮捕段階から利用できることから、現在でも制度の意義があるといえます。当番弁護士からその刑事事件を受任した場合は国選弁護ではなく、私選弁護となります。

なお、刑事事件を受任する際の留意点等は後にまとめます⁹⁶。

委員会活動とは、弁護士会の各種委員会において委員として活動することです。第一東京弁護士会においては、通常月1回開催される委員会（総合法律研究所の各部会も含まれる）への年間5回以上の出席が求められています。

第一東京弁護士会では、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に少なくとも1つを実践しなければなりません（ただし、疾病・留学・出産・育児・介護その他の正当理由がある場合は免除制度が設けられています）。どうしても公益活動を履行できない場合には、義務履行の代替措置として5万円の公益活動負担金の納付を選択することもできます。公益活動の履行義務があるのにこれを怠ったときや公益活動負担金の納付を選択したのにこの納付を怠った場合には、懲戒の対象となります。

なお、これらの公益活動には、特に若手弁護士にとっては自己研鑽の場としても重要な意味があるほか、企業にとってもメリットがあると考えられます。たとえば、国選弁護人としての活動は、上司や先輩の指示・指導がある企業内の案件とは異なり、あくまで個人の案件として事件の処理方針につき全ての面で自ら考え決断を下さなければなりません。こうした経験を積むことは若手にとっては良い成長の機会であり、企業内の案件処理にも主体性が現れるなど、必ずや良い影響があるはずです。委員会活動参加のメリットについては、すでに述べました⁹⁷。

⁹⁶ 本書42頁。

⁹⁷ 本書8頁。

第5 企業内弁護士と企業の間の要調整事項

1. はじめに

企業内弁護士は、これまで述べたとおり、固有の職務規律や義務を負っていますが、全ての企業がそれらに精通しているとは限りません。また、弁護士としての活動は、通常の弁護業務のほかに、執筆活動、講師・講演、国家試験の試験委員といった業務もありますが、これらは必ずしも企業活動に関連するとはいえないかもしれません。一方で、企業に採用される弁護士にとっても、企業がどういう目的で弁護士を採用し、どう処遇するつもりなのかが必ずしも明らかではありません。企業内弁護士が企業に入社してから、思いもかけない問題が発生する可能性もあります。

そこで、そういう問題の発生を事前に回避し、企業内弁護士が企業で円滑に業務を行えるようにするために、注意しておくべき点を指摘します。

2. 話し合っておくことが望ましい一般的な項目

企業内弁護士と企業との間で雇用条件の交渉をする際の一般的な留意事項としては、たとえば以下の項目が考えられます。

（1）弁護士登録及び弁護士会入会関係

ア 登録及び入会時期

従前、弁護士登録及び弁護士会入会（両者は同時に行われる所以、以下、便宜上「入会」といいます。）は、毎年12月の一斉登録日と呼ばれる日に行われるのがほぼ通例でしたが、企業内弁護士の増加に伴い、一斉登録日以外の入会が増えてきています。具体的には、1月、4月（企業への入社日）、6月、7月、あるいはそれ以降の入会などが見られます。

入会時期を決める際には、その企業の新人研修や弁護士会の新規登録弁護士研修の日程、入会費用・会費の負担等を考慮に入れる必要があります。たとえば、企業の新人研修の拘束期間が長く、弁護士会の新規登録弁護士研修に出席できない日が多いため、入会時期を遅らせた例があります。また、弁護士会への入会費用は入会2~3ヶ月前に支払う必要があるところ、入社前に生じた費用を企業が負担するよう調整ができておらず、入社後に入会手続をとらざるをえなかつた例もあります。

入会時期を入社日に合わせる等の理由で遅らせる場合は、弁護士会の新規登録弁護士研修（集合研修や倫理研修）等が終わってしまっている場合があります。第一東京弁護士会では、入会時期を遅らせる入会が増えてきていることに伴い、毎年1月に行われる集合研修以外に、4月及び9月に途中入会者向けの集合研修を開催したり、新入会員向けの倫理研修（登録年度研修）に参加できな

かつた新入会員に対しては、既存会員向けの倫理研修（基準年度研修）の参加で義務履行を代替させる等の措置をとっています。

しかし、多くの新入会員が参加する集合研修や倫理研修は、その後長い関係となる同期とのネットワークを構築するために非常に貴重な機会でもあります。特に、第一東京弁護士会では、集合研修の後には新入会員歓迎会が、倫理研修（登録年度研修）の後には班別の交流会が開催され、その後の同期のネットワーク構築にとって大変重要な機会となります。そのため、可能な限り、同期の他の大多数の新入会員と同時期に登録するよう調整する方が、企業にとってもメリットがあると考えます。

イ 弁護士会への入会費用・会費等の負担について

弁護士会への入会費用は、入会申込手続をする時点（入会の2～3ヶ月前）で支払わなければなりませんので、企業がこれらを負担する際には、企業内で調整が必要となる場合があります。たとえば、4月1日の入社と同時に弁護士登録をする場合、入会費用はその2～3ヶ月前に本人が支払わなければなりませんが、支払時点で企業の社員ではないときには、これを企業が負担するための調整が必要となります。ただし、入社前に支払っているとはいって、入社と同日に弁護士会に入会するために必要な費用であって、弁護士会費と同じ性質の費用といえますので、入社後に精算している例もあります。

弁護士会の会費についても多数の企業が企業負担としています⁹⁸。これは、弁護士登録をするメリットは企業に及ぶこと、本人の勤労意欲を促進させる狙いがあることなどが理由と思われます。

ウ 弁護士会費を企業が負担する場合における支払方法

弁護士会費を企業が負担する場合、どのように支払うのかも検討しておく必要があります。支払方法は大別して、本人が弁護士会に支払った後に、企業が本人に支払う方法と、企業が直接弁護士会に支払う方法とがあります。

後者の場合は、弁護士会から企業宛に請求書を発行してもらう必要があることもありますので、企業内弁護士は所属する弁護士会にそのような請求書の発行が可能か確認する必要があります。

（2）弁護士会の義務等

ア 義務研修の取扱い

i 所属企業の義務研修への協力

⁹⁸ 資料5「企業における法曹有資格者の活動に関する緊急実態調査」参照。

すでに述べたとおり⁹⁹、弁護士は、新規登録弁護士研修や倫理研修を受講する義務を負っています。これらの研修は、通常、弁護士会館で実施されるため、企業内弁護士がこれらの研修に参加する際の取扱いについて、企業内弁護士と企業であらかじめ協議しておくことが望ましいです。この点に関しては、①企業内弁護士の外出を認める根拠、②研修期間中の給与・報酬等の有無、③交通費等の実費の負担の3点が主な論点であろうと考えられます。

①については、業務の一環として外出を許すという取扱い、企業内弁護士に有給休暇をとらせて研修への参加を許すという取扱い、欠勤とする取扱い等が考えられます。

しかし、義務研修は、弁護士として当然負担する義務ですから、企業は弁護士を従業員として採用する以上、この義務履行を欠勤扱いすることは望ましくないと考えます¹⁰⁰。

なお、研修を業務と取り扱うことに異論があるかもしれません、研修は弁護士という資格に伴う当然の義務であることや、企業内弁護士の義務研修の成果は企業にも還元されることから、直接業務に関連する活動であると位置づけられると考えられます。また、雇用されてから6ヶ月が経過していない企業内弁護士には有給休暇が付与されないことも多いため、研修を業務の一環として扱うことには十分な合理性があります。実際に、義務研修を業務と取り扱っている例は、少なからずあります。また、一般の法律事務所に勤務する弁護士については、義務研修を業務と扱っていることが圧倒的多数です。

②については、研修を業務と取り扱っても、有給休暇と取り扱っても給与・報酬等は支払われることになるでしょう。

③については、研修を業務と取り扱った場合は実費等を企業が負担することになります。有給休暇と取り扱った場合は、基本的には、企業内弁護士個人の負担となります。研修が企業内弁護士の業務と密接に関連し不可欠なものであることに鑑みると、企業が負担するという取扱いも考えられるでしょう。

ii 企業内弁護士の準備

企業内弁護士は、所属企業に対して義務研修の存在、義務研修中は勤務時間中に外出することを伝え、義務研修の日が判明し次第、スケジュール調整をしておく必要があります。

イ 刑事弁護研修について

義務研修のうち、刑事弁護研修については、注意が必要な点が多数あります¹⁰¹。

⁹⁹ 本書29頁。

¹⁰⁰ 企業から差入れてもらっている「新規登録弁護士研修協力確認書」について、本書20頁注52参照。

¹⁰¹ 詳細については、本書42頁。

この中で、特に注意が必要な点は、刑事弁護研修は弁護士個人に報酬が支払われる点です。この報酬を企業が受領することは、当該企業が、弁護士法 27 条違反に問われる可能性が非常に高いのでご注意ください。

また、刑事弁護研修を有給休暇として取り扱う場合、副業禁止の問題が生じえますが、義務として行っているため、副業禁止の問題には該当しないと考えます。

ウ 公益活動義務について

すでに述べたとおり、いくつかの弁護士会では、企業内弁護士も含め弁護士は、公益活動を行うことが義務付けられており、公益活動を怠った場合、弁護士会から懲戒を受ける可能性があります。そして、公益活動を履行するには、多くの場合、企業内弁護士は外出をする必要があります。よって、当該外出について、どのように取り扱うべきかについては、上記義務研修で述べたところと、同様の問題が存在します。

また、弁護士会によっては公益活動の不履行に対して公益活動負担金を納付しなければならない場合があります。この負担金を支払う場合、企業の負担で支払うのか、企業内弁護士個人の負担で支払うのか取り決めておく必要があります。

(3) 企業内の処遇

ア 入社時期

企業内弁護士の入社時期も、弁護士会への入会時期と同様、様々な時期があります。たとえば、他の新入社員の入社時期と同じ時期（4月など）としたり、一般の弁護士の弁護士会入会と同じ時期（12月や1月など）とする企業もあります。また、入社時期こそ他の新入社員と異なるものの、4月から企業の新入社員研修に合流させる例もあります。

入社時期についての考慮事由は、他の新入社員と同じように扱うことの妥当性です。入社同期同士で心理的なつながりをもってもらいたいとして他の新入社員と同時期の入社として取り扱うことも考えられますが、一方で、他の新入社員と同様に扱わず、司法修習終了後直ちに入社させることも考えられます。司法修習終了後入社まで時間が空いてしまうと、その間の生活の維持の問題や勤労意欲に低下をきたすおそれもあり、十分に検討する必要があると思います。

イ 入社前研修

企業の中には、入社前の時期に研修や課題等を義務付ける場合もあるようですが、司法修習生は、通常の学生とは異なり、修習専念義務を負っているので

ご注意ください¹⁰²。

ウ 新入社員研修

企業が新卒として企業内弁護士を採用した場合、新入社員研修を課す場合がほとんどです。企業の一員となる以上、その企業のことをよりよく知るために必要かつ重要であり、企業が参加必須とするのは当然といえます。

ただし、弁護士会への入会時期によっては、企業の新入社員研修の日程が弁護士会の新規登録弁護士研修と重なることもあります。調整が必要です。弁護士会の研修は、同期とのネットワークの構築という企業側にも大きなメリットをもたらす機会もありますので、できるだけ修習同期の者と一緒に研修を受講することが好ましいといえます。

弁護士会の新規登録弁護士研修の中には、一日参加が必要なものや、夕方から参加するもの等があります。弁護士会の新規登録弁護士研修の予定は弁護士会に問い合わせれば教えてくれますので、その日程を把握して、企業と企業内弁護士間で適宜調整を行うことが必要でしょう。たとえば、選択型研修については現在夕方からとなっているので、当該研修のある日は、企業の新入社員研修を少し早くに退出することを認めることで、両方の研修に参加可能となることもあります。

エ 給与

企業が企業内弁護士を採用する場合、他の社員と同じ給与体系とする場合と、異なる給与体系とする場合とがあります。また、給与体系自体は同じでも、日弁連及び弁護士会会費の負担のほか、年齢に応じた加算を行ったり、司法修習を職歴として扱う等、別の手当てを支給する例もあります。企業の給与体系のバランスと企業内弁護士の能力・特性等を総合的に考慮して決定されるべき内容でしょう。

ここで企業に特に注意していただきたいのは、司法制度改革後に弁護士になった最近の司法修習生の大多数は、大学の法学部を卒業したのちに、ロースクールに通い、その後、司法試験合格後に司法修習を経てきているということです。多額の費用をかけてこれらの過程を通じて高度な法的知識を獲得して弁護士となった企業内弁護士には、他の大学卒の一般の社員の給与体系と異なる給与体系を採用することも十分に合理的な理由があると考えます。

オ 雇用後のポジション

企業内弁護士を採用した場合、社内のポジションをどうするかも大きな問題です。司法修習終了直後の弁護士を雇用する場合は、多くの企業で先例が少な

¹⁰² 本書 14 頁。

く、処遇、キャリアプラン、さらには教育カリキュラムなど、検討すべきことがあります。しかし、企業内弁護士、特に司法修習終了直後に企業に入社する企業内弁護士の増加は、司法制度改革後の新しい現象ですので、十分な検討はこれからであると思います。各企業が自社の企業内弁護士とよく協議しながら実例を積み重ねていく分野であり、今後の研究課題です。

カ 労働組合への加入の当否

企業内弁護士の労働組合への加入や、組合員としてどのような活動ができるかについては、意識的に論じた論文等もほとんどなく、これも今後の検討課題といえます。

特に、企業内弁護士にとって依頼者とは誰かの点については現在のところ、十分に検討されているという状況ではありませんが、仮に雇用企業を依頼者であるとすると、企業内弁護士の労働組合内での地位・役割によっては利益相反¹⁰³が生じる危険があります。特に、企業内弁護士が組合専従者として組合員全体の利益のために企業側と交渉を行う場合などには、利益相反はより先鋭的となります。この点は、ユニオンショップ制やクローズドショップ制をとっている企業の場合は、特に重要です。

そもそも、現状では、労働組合での活動において、企業内弁護士には利益相反が生じないという理論が確立しているとはいえない状況ですので、利益相反を避けるためには、組合に加入しないか、加入するとしても利益相反が生じないような部署・職務に限定して配置するような企業・組合の対応も検討に値します。今後、企業内弁護士の増加に伴い、議論も深まり、事例等も増えていくと予想されますが、現状では、これらの動向を見つつ企業と組合、企業内弁護士で協議し、慎重に対応していくべきでしょう。

(4) 企業内弁護士としての活動

ア 弁護士会、協同組合、一般業者等から届く郵便物やファックスの取扱い

弁護士名簿に登録される住所・ファックス番号には、弁護士会や協同組合、一般業者などから様々な郵便物やファックスが届きます。上記郵便物等の内容は様々ですが、中には義務研修のお知らせなど極めて重要なものも存在します。そのため、これらの郵便物等を企業内弁護士が確実に受け取ることができるよう、企業内弁護士から企業内の郵便物等取扱い部署に、事前に連絡しておく等の対応が必要でしょう。

イ 法律関連書籍購入の予算枠、必要図書の選択権等

¹⁰³ 本書 26 頁。

企業内弁護士として活動するには、法律関連書籍等の必要図書の購入が不可欠です。そのため、企業内弁護士と企業の間で、企業の経費で購入するべき必要書籍の予算枠や選択権者をあらかじめ決めておく方がよいでしょう。

ウ 講演・講義等の可否及び論文・書籍等の執筆の可否

弁護士はしばしば講演・講義等の依頼や論文・書籍等の執筆の依頼を受けることがあります。これは、企業内弁護士においても同様です。そこで、企業内弁護士と企業の間で、このような講演・講義等や論文・書籍等の執筆の可否について決めておく必要があります。特に、これらの行為が許される場合、講演・講義や論文・書籍等の執筆を勤務時間内で行うことの可否、その場合の取扱い（報酬や経費のほか、発表名義や著作権の帰属等）も取り決めておく必要があります。

3. 個人事件受任の可否及び留意事項

（1）概説

企業内弁護士が、所属企業の案件とは無関係の一般民事事件や私選刑事弁護事件について、個人事件として受任しているケースもあります。もっとも、副業禁止の観点から、勤務時間内外を問わず企業が企業内弁護士に対して個人事件の受任を自由に認めている例は、少数であると思われます。

企業内弁護士の個人事件受任の可否は、企業が従業員に対して副業を認めるかどうかという雇用契約上の問題と関係することから、あらかじめ企業内弁護士と企業の間でよく話し合って決めてください。

個人事件の受任を認める場合には、企業及び企業内弁護士は、次のような点に留意してください。

（2）個人事件受任を認める際に企業が留意すべき事項

企業が企業内弁護士に対して個人事件の受任を認める場合であっても、企業は当該個人事件に関与することは一切できません。処理内容に関与した場合についてはもちろんのこと、案件の斡旋等に関与した場合にも、弁護士法 72 条や 74 条違反となる可能性が生じます。

また、企業内弁護士は事件処理に際して守秘義務を負うことから¹⁰⁴、企業が個人事件の具体的な内容を報告させたりすると、企業内弁護士には懲戒該当事由が生じるとともに、秘密漏示罪¹⁰⁵にも問われるおそれがあります。また、企業についても、報告を要求した者が秘密漏示罪の教唆犯として問われるおそれがあります。

¹⁰⁴ 弁護士法 23 条。

¹⁰⁵ 刑法 134 条。

ます。

さらに、企業が企業内弁護士に対して個人事件処理の報酬の一部又は全部を納入させた場合、非弁護士である企業による法律業務又は有償による事件斡旋となり、弁護士法72条又は74条に違反する可能性が高いです。

そのため、企業は、自社の企業内弁護士に個人事件受任を認めるかどうかの判断に際して、以上の点を条件づけるといったことはしないでください。

(3) 個人事件を受任する企業内弁護士が留意すべき事項

個人事件には、法律相談、交渉、民事裁判等が考えられます。所属企業から個人事件の受任を認められた場合、受任する企業内弁護士は、弁護士法や弁護士職務基本規程に則り、適切に事件処理することが当然に必要となります。企業内弁護士が個人事件を処理するにあたっては、以下のような点について留意が必要です。

ア 情報管理について

企業内弁護士が個人事件を取り扱う場合、当該弁護士は受任事件に関して守秘義務を負うことになります。情報管理に注意することは当然ですが、企業の電話やファックスなどの利用についても、企業内の他の従業員にその内容が漏れないよう留意してください。

また、依頼者とのやりとりなどをメールで行う場合に、企業のメールアドレスを利用すると守秘義務が貫徹できないおそれがありますので、個人のメールアドレスを利用するなど留意してください。

イ 企業の従業員から相談について

企業内弁護士は、他の従業員から気軽に個人的な法律相談を持ちかけられる場合があります。このうち、所属企業に関する相談については、利益相反が生じる場合や守秘義務と所属企業への報告義務が衝突する場合などが考えられ、極めて慎重に対処する必要があります。報酬を得ない善意の相談であっても、弁護士に対する相談であれば、弁護士の業務としてこれらの問題が発生します¹⁰⁶。

たとえば、セクハラやパワハラといった相談は、所属企業と従業員との利害が対立し、企業内弁護士が利益相反の立場に立つ可能性があります。

また、企業内不倫・借金等の相談は、相談者個人に対する企業の評価を左右する事項であり、守秘義務と所属企業への報告義務が衝突する可能性があります。

企業内弁護士は、こういった危険性を常に念頭に置き、相談を受ける際には、

¹⁰⁶ 民法648条。

自身が企業から指揮監督を受ける従業員の立場であることを相談者に事前に説明しておくことが望ましいと思われます。また、相談の途中で利益相反となることが明らかとなつた場合には、相談を中止して他の弁護士を紹介するなど適切な対応をとる必要があるでしょう。

ウ 所属企業のレビューへの配慮について

所属企業との間で利益相反が生じない事案であっても、受任する個人事件の内容によっては、マスコミ報道等により個人事件が所属企業と結び付けられてしまい、企業のレビューを損なうことも考えられます。たとえば、マスコミで大きく報道されているような事件に企業内弁護士が関与した場合、所属企業に取材が殺到したり、所属企業が事件処理に関与していると誤解されたりするリスクが考えられます。そのような事件の受任については、慎重に検討してください。

4. 刑事事件を受任するに際しての留意事項

(1) 刑事事件¹⁰⁷の受任

すでに述べたとおり¹⁰⁸、新規登録弁護士には、刑事弁護研修が義務づけられています。また、国選弁護人活動や当番弁護士活動が公益活動として位置づけられています。このほか、個人事件の受任が認められている場合は、国選弁護事件や当番弁護士事件のほかに、私選弁護事件も受任する可能性があります。私選弁護事件は、知人等から依頼されるケース、所属企業の従業員が逮捕されたケース¹⁰⁹なども考えられます。

以下では、企業内弁護士がこれらのケースを取り扱う場合に、直面する問題について取り上げます。

(2) 問題となる要素

ア 外部との連絡等

刑事事件（とりわけ身柄が拘束されている刑事事件）では、被疑者・被告人の氏名・犯罪内容、被害者の連絡先や被害の内容等の機密性の高い情報が、直接本人からではなく、裁判所や法テラス、警察署・検察庁などの第三者から、電話やファックスにより伝達されるのが現状です。

¹⁰⁷ 資料 10 「刑事事件の流れ」参照。

¹⁰⁸ 本書 31 頁。

¹⁰⁹ この場合の問題点については、本書 44 頁。

企業内弁護士の場合、日弁連に登録されている公式な連絡先は所属企業となっており、電話やファックス番号も所属企業の代表番号等が登録されている例も多いです。

そうしますと、一般の法律事務所に比べ、こうした機密性の高い情報が一般従業員の目に触れてしまい、問題となる可能性があることは否定できません。刑事手続に関しては、こうした点に対する配慮の必要性が高いといえます。

イ 外出等

刑事案件では、被疑者・被告人本人は、警察署や拘置所で身柄拘束されていることも多く、その場合、本人と会議室などで打合せをするというわけにはいきません（本人と面会できるのは身柄拘束されている場所にほぼ限定されます）。なお、身柄拘束されていない場合もあり、それらは、一般に、書類送検とか在宅起訴といった表現が使われています。

また、それ以外にも裁判所や検察庁に赴かなければならない場合もあります。これらの場合において、平日の昼間の時間に外出等しなければならない場合が出てくることから、こうした場合の取扱いが問題となることがあります。

（3）注意すべき事項

ア 電話

企業内弁護士は、所属企業の代表番号等、自分以外の従業員が出る可能性がある電話番号を関係者に伝える場合には、伝えた電話番号が所属企業の代表電話であり、一般従業員等が電話に出る可能性があり、一般従業員には伝言依頼等で機密情報を伝えることがないようあらかじめ伝えておくべきでしょう。また、企業内弁護士の中には、所属や代表電話番号が記載されていない名刺を作成したり、携帯電話番号を記載あるいは教えたりしている事例もあるようです。なお、私用で使っている携帯電話番号を教える際は、教えてよい相手かどうかを検討することを忘れないでください。

一方で、こうした対応をしていたとしても、日弁連のホームページなどを見て、その登録されている電話番号に連絡がくるケースも考えられますので、企業内弁護士は、所属企業の一般従業員に、裁判所・検察庁・法テラス等から連絡がある可能性があること、連絡があった場合、具体的な内容の伝言を受けたりしないよう、あらかじめ依頼しておくななどの必要があります。

イ ファックス

基本的には電話と同じ問題があります。ファックスの場合は、企業内弁護士本人が不在の場合でも、その事件に関連する書類がファックスで送られてくることがありますので、こうした場合には、多くの一般従業員の目に触れないよ

うにしておくための対応を、その企業のファックス利用の実情にあわせて、企業内弁護士と企業の間で検討しておく必要があります。

ウ 打合せなどの面会

企業内弁護士が、警察署・拘置所へ赴く場合はよいのですが、被害者との示談交渉、被疑者・被告人の親族との打合せといった場合には、どうしても秘密を確保しなければならないことがあります。

こうした場合に、企業内の会議室の貸与を受けられるのか、できない場合には、弁護士会館の打合せ室、その他の場所を利用するのか、その場合における勤務時間の取扱い、などといった事項を取り決めておく必要があります。

エ 接見・裁判等に伴う外出

企業内弁護士が、身柄拘束（逮捕・勾留）されている被疑者・被告人と接見（面会）する場合は、拘束されている場所まで企業内弁護士が赴かなければなりません。

警察署で逮捕・勾留されている場合は、弁護士であれば夜でも接見することは可能ですので、弁護士当人にとっては負担となりますが、企業との関係で問題となる場合はありません。

しかし、被疑者・被告人が拘置所（東京 23 区の場合は東京都葛飾区小菅 1 ケ所です）で勾留されている場合は、弁護士であっても接見可能な時間が平日の昼間に限られていますし（例外はありますが、ごく少数の限られた事例でしかありません）、逮捕・勾留の場所が警察署であっても、突発的に接見の必要が生じ、昼間に接見しなければならないという場合もあります。こうした場合には、企業内弁護士は、勤務時間中に外出せざるをえないということもあります。

また、その事件に関して、裁判が行われるという場合には、企業内弁護士は裁判所まで赴かなければなりません。ほかにも、検察官と面談するために検察庁を訪問することもあります。これらの場合は、ほとんどが平日の昼間になりますから、勤務時間中に外出することとなります。

そのため、こうした場合における勤務時間の取扱いなどを企業内弁護士と企業の間で取り決めておく必要があります。

（4）所属企業の従業員が逮捕されたケースの対応

ア 問題の所在

所属企業の従業員が逮捕され、警察署の留置場にいるという事態が発生した際に、その企業の企業内弁護士が、弁護士の立場でその従業員に接見することが許されるか、という点が問題となります。

弁護士の接見とそれ以外の人の面会の違いの最も大きな点は、時間と立会人 있습니다。弁護士の場合は、時間の制約はなく、深夜でも接見することが可能ですが、それ以外の人は、平日の昼間の時間それも限られた時間（20分など）しか面会できません。また、弁護士の接見の際には、誰も立ち会うことはありませんが、それ以外の人の面会では立ち会いの警察官がいる場でしか、面会できません。

こうしたことから、所属企業の従業員が逮捕されたときに、その企業が企業内弁護士に接見させたいと考える場合があります。

イ 接見が許されない場合

この場合、企業内弁護士が、専ら、従業員の情報を得て、所属企業に報告することを目的として接見することは許されません。なぜなら、逮捕された従業員と弁護士が、上記の弁護士の権利を利用して接見することができる原因是、その弁護士が、「弁護人」あるいは「弁護人になろうとする者」という場合に法律上限られています¹¹⁰。つまり、接見する弁護士が、逮捕された従業員の刑事手続について、事件を引き受けたあるいは引き受ける予定であるという場合に限られます。そのため、上述の目的では、弁護士としての権利を行使できる資格を欠いています。

ウ 接見・受任する場合の問題点

一方で、そうした目的ではなく、たとえば、その従業員がえん罪を訴えており、企業として全面的にサポートしたいというような場合に、企業内弁護士が、その従業員の刑事弁護を引き受ける目的で接見することや、弁護人を引き受けする（受任する）ことは不可能ではありません。

ただし、その場合でも、将来の紛争を避けるために、あらかじめ検討しておかなければならぬ事項がいくつかあります。

i 利益相反の問題

まず、通常、企業の就業規則には、刑事手続において有罪となった場合には懲戒処分となる旨の定めがあります。そうしますと、逮捕直後は関係がないとしても、刑事手続が進み、有罪となった場合には、企業では、その従業員の懲戒処分を検討することとなります。その場合、企業内弁護士が懲戒処分に関与することはできません。なぜなら、その従業員と所属企業は、懲戒処分に関して利害関係が対立していますので、企業内弁護士が、その懲戒処分に関与することは、利益相反に該当する可能性があるからです。

¹¹⁰ 刑事訴訟法 39 条。

仮に、企業内弁護士が懲戒処分に関与しないとしても、その所属する部門（法務部が多いと思います）が、関与する場合は考えられます。そうした場合には、実際には関与していないても企業内弁護士が懲戒処分に関与したと疑われ、その従業員から所属弁護士会に懲戒請求を申し立てられる可能性もあります。そのため、将来、従業員の懲戒処分に関する紛争が生じうることを念頭におき、従業員の刑事事件を受任すべきかどうか検討しなければなりません。

ii 守秘義務の問題

また、企業内弁護士が接見・受任した場合に、その内容を企業内弁護士が企業に報告できるか、という点も問題となります。こうした場合、企業内弁護士は、その従業員との関係で守秘義務¹¹¹を負うことは間違ひありません。

したがって、企業が企業内弁護士に従業員の事件について報告を求めたとしても、これに対応することはできません。一方で、守秘義務の問題がありますので、企業内弁護士は、漫然と企業に報告してはいけません。

エ まとめ

以上のこれらの問題点を踏まえたうえで、従業員の刑事事件の接見・受任を検討しなければなりませんが、こうした場合の接見・受任は、お勧めはできません。特にこれらの点が曖昧なまま、企業が企業内弁護士に業務命令としての接見を命じた場合や企業内弁護士が接見をして受任に至った場合には、後に問題が発生しないとも限りませんから、十分に注意する必要があります。

こうした点を検討した結果、企業内弁護士に依頼することが難しいと判断した場合には、外部の顧問弁護士（ただし、この顧問弁護士自身も利益相反のために受任できない可能性があります。）や企業内弁護士の知人の弁護士に連絡をとり、依頼する方法を検討すべきでしょう。

5. 内部通報窓口を企業内弁護士が担当することと守秘義務との関係

（1）内部通報窓口に企業内弁護士を設置することの意義

公益通報者保護法は、公益通報者の保護と事業者の法令遵守を図るため、公益通報者への解雇等の不利益な取扱いを禁止することや公益通報者に対する是正措置の通知等について規定しています。その規定を踏まえ、従業員から事業者へ通報があった場合に、その通報を事業者内で適切に処理するための仕組みとして、内部通報窓口を制度的に設ける企業が増えてきています。

事業全般におけるコンプライアンスの徹底を企業内弁護士の意義のひとつと考える企業の中には、法令のみならず、業界の事情、企業内部の事情にも精通

¹¹¹ 弁護士法 23 条、弁護士職務基本規程 23 条。

する企業内弁護士を内部通報窓口の担当者として配置したいと考える企業もあることと思います。

(2) 内部通報窓口業務における守秘義務

ア 内部通報窓口業務と弁護士の守秘義務

企業が企業内弁護士を内部通報窓口の担当者とする場合には、弁護士の守秘義務との関係で次のような問題が生じうるため、あらかじめ十分な対策を行う必要があります。

すなわち、公益通報者保護法は、上述のとおり、公益通報者への解雇等の不利益な取扱いを禁止しています¹¹²が、通報者の中には、有形無形の不利益な取扱いを受けることをおそれて、通報者が自分であると発覚することそれ自体を嫌い、たとえ内部通報窓口の担当者個人に対しては実名を明かしたとしても、その他の企業内関係者に対しては匿名とすることを希望する場合が往々にしてあります。

通報者が企業内において匿名で扱われることを希望した場合、通報を受けた企業内弁護士には、通報者に関する個人情報や通報に関する事実を明かさないという守秘義務¹¹³が課せられるのか、すなわち、当該企業内弁護士が通報者の希望に反して通報者に関する個人情報や通報に関する事実を企業に漏らした場合には、守秘義務違反となり、通報者から懲戒請求されてしまうおそれがないかが、問題となります。

イ 社外弁護士の場合

この点に関し、社外弁護士に関するものではありますが、公益通報者保護法に基づくヘルpline担当弁護士が通報者本人の承諾なくもしくは適正な承諾手続を経ずに通報者の実名を企業に通知することは秘密保持義務違反になる、として懲戒処分がなされた事案があります。「ヘルpline担当弁護士は、ヘルplineの相談業務を弁護士の業務として行うものであるから、ヘルplineの相談によって知り得た通報者に関する個人情報や通報に関する事実は、『その職務上知り得た秘密』であり、『保持する…義務を負う』（弁護士法23条本文）。」

「通報者は『依頼者』に該当しないが、弁護士の秘密を保持する権利は、弁護士の職業に対する信頼の基盤であるから、知り得た秘密には、依頼者またはこれに準ずるものから話された秘密を含むと解すべきであり、殊にヘルplineは、相談者である弁護士によって通報者の匿名性が保持されることを前提とするものであり、公益通報者保護法の根幹となるものである。」「担当弁護士は、

¹¹² 公益通報者保護法3条、4条、5条。

¹¹³ 弁護士法23条、弁護士職務基本規程23条。

単に形式的に通報者の承諾を取り付けるだけでは足らず、実名通知をした場合予想されるリスクについて、通報者が十分理解していることまで確認することを要すると解すべきである。すなわち、ヘルpline担当者は、通報者に対して、不利益性の説明を十分にしたうえで、承諾を得なければならない。したがって、ヘルpline担当者は、通報者が、公益通報者保護法によって通報者の匿名性が保護されている趣旨を真に理解したうえで、通報者の自発的かつ真意に基づいた明確な『承諾』でなければ、例外的な実名通知をすることは出来ないのである。」として、通報者の承諾を得たものの不利益性の説明を怠った担当弁護士に対する懲戒処分がなされました¹¹⁴。

ウ 企業内弁護士の場合

他方、企業内弁護士の場合には、社外弁護士とは異なり、内部通報担当窓口業務は、企業内弁護士と企業の間の雇用契約等に基づいて企業内弁護士が従事する、企業の従業員としての職務のうちの一つにすぎません。したがって、ヘルplineの相談によって知り得た通報者に関する個人情報や通報に関する事実が弁護士としての「職務上知り得た秘密」に直ちに該当するといえるのか、また、通報者が「依頼者に準ずる者」に直ちに該当するといえるのか、検討の余地はあるでしょう。

しかし、社外弁護士に関する事案ではあるものの上記の先例があることから、今後、内部通報窓口を担当した企業内弁護士についても、社外弁護士と同様に、守秘義務違反に問われて懲戒処分を受けるおそれがあります。

また、通報者の中には、社外弁護士に対して期待するのと同様に、「企業内弁護士は、企業の従業員であるといつても、弁護士である以上は守秘義務があるはずだから、通報者に関する個人情報や通報に関する事実については、一切誰に対しても漏らさない義務を負っている。」と期待して、企業内弁護士が担当する内部通報窓口に通報してくる者も事実上少なからず存在すると思われます。

にもかかわらず、企業内弁護士が、内部通報窓口担当部署の責任者やその他の部署に対して通報者に関する個人情報や通報に関する事実を明らかにしてしまうと、通報者から守秘義務違反を理由に懲戒請求を受けるおそれがあります。

（3）企業内弁護士が内部通報窓口担当となる場合の留意事項

このような事態を避けるため、企業内弁護士が企業の内部通報窓口担当者となる場合には、以下の点に留意すべきです。

¹¹⁴ 日弁連懲戒委員会平成21年10月26日議決・弁護士懲戒事件議決例集12集125頁（引用部分は担当弁護士を処分した弁護士会の議決書）。

ア 企業内弁護士の視点から

まず、企業内弁護士は、企業から内部通報窓口としての業務に従事するよう指示された場合は、通報者との関係で上記のような守秘義務の問題が生じることから、「自らが内部通報窓口担当者となった場合には、通報者に関する個人情報を企業に報告できない場合がありうる。また、通報の内容から通報者の実名が事実上推測されるおそれがある場合は、通報の存在自体についても企業に報告できない場合がありうる。」ということを、企業にあらかじめ説明し、承知しておいてもらう必要があります。さもなければ、通報者に対して守秘義務違反に問われない代わりに、企業に対する報告義務違反に問われるおそれが出てくるからです。

また、企業内弁護士は、現に内部通報窓口として企業の従業員から通報を受けた場合には、通報者に対して、通報者に関する個人情報や通報に関する事実を企業に告げることのリスク等を説明の上、それらの事実を企業に通知することについて書面で同意をもらうなど適正な同意手続を経ることとし、同意書面等によって確実な同意が取れたようなケースを除き、通報者に関する個人情報や通報に関する事実については原則として企業に告げるべきではないと考えられます。

イ 企業の視点から

企業内弁護士を内部通報担当窓口に配置しようとする企業は、通報者との関係で上記のような守秘義務の問題が生じることから、通報者に関する個人情報や通報に関する事実を企業内弁護士から企業に報告できない場合がありうることを承知のうえで配置する必要があります。

企業の中には、内部通報窓口に対する通報について、そもそも通報者の氏名を匿名として扱うことを認めない制度設計をしている企業もあります。しかし、たとえどのような制度設計をしていたとしても、企業内弁護士に対して通報が寄せられた場合には、やはり企業内弁護士には通報者に関する個人情報や通報に関する事実について守秘義務が課せられうこと、したがって通報者を匿名として扱わざるをえない場合がありうることに留意すべきです。

資料

- 資料1 企業内弁護士数の推移
- 資料2 第一東京弁護士会平成 25 年度研修日程一覧表
- 資料3 営利業務従事届出書
- 資料4 第一東京弁護士会入会(登録)手続き案内
(入会申込書、弁護士名簿登録請求書、履歴書、登記されていないことの証明申請書、誓約書、新規登録弁護士研修履行義務確認書、新規登録弁護士研修協力確認書)
- 資料5 企業における法曹有資格者の活動に関する緊急実態調査
(第一東京弁護士会会報 493 号から抜粋)
- 資料6 平成 26 年度 弁護士会費のお知らせ
- 資料7 懲戒手続フローチャート
- 資料8 第 67 期向け第一東京弁護士会新入会員研修会
- 資料9 選択講座一覧表
- 資料10 刑事事件の流れ

資料 1

企業内弁護士数の推移(2001年～2013年)

1 弁護士会別企業内弁護士数の推移

年度 弁護士会	企業内弁護士数※1※2													2013年 登録弁護士総数 ※3	2013年 企業内弁護士率 ※4	
	2001 (9月)	2002 (5月)	2003 (3月)	2004 (3月)	2005 (5月)	2006 (6月)	2007 (6月)	2008 (6月)	2009 (6月)	2010 (6月)	2011 (6月)	2012 (6月)	2013 (6月)			
札幌														664	0.0%	
函館														46	0.0%	
旭川														70	0.0%	
釧路														69	0.0%	
北海道弁連	0	849	0.0%													
仙台											1	2		393	0.5%	
福島県		1	1	1		1	1	1						164	0.0%	
山形県														87	0.0%	
岩手														97	0.0%	
秋田														73	0.0%	
青森県														105	0.0%	
東北弁連	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	0	1	2	919	0.2%	
東京	9	14	15	26	29	36	50	78	123	141	185	240	327	7,032	4.7%	
第一東京	24	27	27	32	36	51	61	80	99	130	170	227	259	4,345	6.0%	
第二東京	30	36	41	45	49	47	57	80	92	109	160	192	254	4,628	5.5%	
横浜						1	2	2	1	1	2	3	11	1,358	0.6%	
埼玉											1	1	1	675	0.0%	
千葉県												1	1	646	0.0%	
茨城県												1		226	0.0%	
栃木県														189	0.0%	
群馬											2	2	2	254	0.8%	
静岡県						1	1	1	1	2	2	2	3	406	0.5%	
山梨県														108	0.0%	
長野県														214	0.0%	
新潟県														242	0.0%	
関東弁連	63	77	83	103	116	137	171	240	317	385	525	677	852	20,323	4.2%	
愛知県									1	2	3	6	10	16	1,615	1.0%
三重									3	3	4	6	3	158	1.9%	
岐阜県									1	1	2	3	2	168	1.2%	
福井														95	0.0%	
金沢														155	0.0%	
富山県											1	4	2	102	2.0%	
中部弁連	0	1	6	7	13	23	23	2,293	1.0%							
大阪	2	2	3	3	3	4	9	17	20	25	35	47	51	4,000	1.3%	
京都			1	2	3	3	1	3	3	5	7	18		633	2.8%	
兵庫県						1	2	2	3	3	5	8	9	767	1.2%	
奈良														153	0.0%	
滋賀														134	0.0%	
和歌山														129	0.0%	
近畿弁連	2	2	3	4	5	8	14	20	26	31	45	62	78	5,816	1.3%	
広島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	500	0.2%	
山口県														147	0.0%	
岡山											3	3		334	0.9%	
鳥取県														65	0.0%	
島根県										1	1	1	1	69	1.4%	
中国弁連	1	2	2	6	5	1,115	0.4%									
香川県														153	0.0%	
徳島														89	0.0%	
高知														86	0.0%	
愛媛											1	3		153	2.0%	
四国弁連	0	1	3	481	0.6%											
福岡県							1	3	3	2	1		1	1,044	0.1%	
佐賀県														93	0.0%	
長崎県														155	0.0%	
大分県														133	0.0%	
熊本県														231	0.0%	
鹿児島県									1	1	1	1		176	0.6%	
宮崎県														117	0.0%	
沖縄														254	0.0%	
九州弁連	0	0	0	0	0	0	1	3	3	3	2	1	2	2,203	0.1%	
全体	66	80	88	109	123	146	188	266	354	428	587	771	965	33,999	2.8%	

※1 日本組織内弁護士協会調べ(2013年9月)

※2 本資料において企業内弁護士とは、日本法に基づく会社、外国会社の日本支社、特殊法人、公益法人、事業組合、学校法人、国立大学法人等、国と地方自治体以外のあらゆる法人に役員又は従業員として勤務する弁護士のうち、当該法人の所在地を自身の法律事務所所在地として弁護士登録している者をいう。

※3 登録弁護士総数は2013年6月30日現在の日弁連の弁護士名簿に基づく(外国法事務弁護士を除く)。

※4 企業内弁護士率は、2013年6月30日現在の登録弁護士数に占める2013年6月30日現在の企業内弁護士数を表す。

企業内弁護士数の推移(2001年～2013年)

2 修習期別企業内弁護士数の推移

年度 修習期	企業内弁護士数※1※2												2013年 登録弁護士数 ※3	2013年 企業内弁護士率 ※4			
	2001 (9月)	2002 (5月)	2003 (3月)	2004 (3月)	2005 (5月)	2006 (6月)	2007 (6月)	2008 (6月)	2009 (6月)	2010 (6月)	2011 (6月)	2012 (6月)					
修習前													12	0.0%			
1													9	0.0%			
2													27	0.0%			
3													48	0.0%			
4													43	0.0%			
5													43	0.0%			
6	1	1	1	1	1	1	1	1					51	0.0%			
7													65	0.0%			
8													61	0.0%			
9													87	0.0%			
0期合計	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	446	0.0%			
10													99	0.0%			
11								1	1	1	1	1	119	0.8%			
12													135	0.0%			
13										1	1		145	0.0%			
14				1	1								151	0.0%			
15													175	0.0%			
16													179	0.0%			
17											1	1	238	0.4%			
18							1	1					262	0.0%			
19							1	1	1	1	1		280	0.0%			
10期合計	0	0	0	1	1	1	2	3	1	2	4	3	2	1,783	0.1%		
20									1	1	1	1		305	0.0%		
21										1				329	0.0%		
22														345	0.0%		
23														347	0.0%		
24	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				353	0.0%		
25	1	1	1											342	0.0%		
26	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				351	0.0%		
27														388	0.0%		
28	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		356	0.0%		
29											1	1	2	344	0.0%		
20期合計	4	4	4	3	3	3	3	5	5	7	4	3	0	3,460	0.0%		
30	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	315	0.6%		
31	1	1	1	1									1	341	0.0%		
32	1	1	1	1	1									344	0.0%		
33	1	1	1	2	2									376	0.0%		
34	1	1	1	1	1					1	1	1	1	376	0.3%		
35	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	374	0.3%		
36				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	330	0.3%		
37	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	2	1	1	335	0.3%		
38	1	1	1	2	2	2	3	3	2	2	2	2	2	342	0.6%		
39	6	6	6	2	2	3	4	5	5	4	6	6	6	337	1.8%		
30期合計	15	15	15	15	14	10	12	13	12	12	15	15	14	3,470	0.4%		
40	3	3	3	2	2	3	2	2	2	3	3	3	3	358	0.8%		
41	4	3	3	5	5	5	5	5	5	4	4	3	3	352	0.9%		
42	9	9	9	7	7	6	6	6	6	6	6	5	5	365	1.4%		
43	1	2	2	3	3	4	4	4	4	3	4	5	6	368	1.6%		
44	3	3	3	3	3	5	6	6	6	5	6	7	5	382	1.3%		
45	4	4	4	3	4	2	2	1	1	1	2	2	2	367	0.5%		
46	3	5	5	6	8	8	9	9	10	6	6	6	7	414	1.7%		
47	2	4	5	6	8	7	8	8	8	9	9	10	10	459	2.2%		
48	1	3	5	8	9	14	14	14	14	13	12	12	11	522	2.1%		
49	5	7	7	10	11	11	13	14	16	14	15	15	15	531	2.8%		
40期合計	35	43	48	53	62	66	69	71	64	67	68	67		4,118	1.6%		
50	2	4	4	8	8	11	12	12	11	12	14	16	16	560	2.9%		
51	4	5	5	7	8	9	12	19	18	18	17	22	21	557	3.8%		
52	2	3	5	8	6	9	13	14	15	16	20	22	24	577	4.2%		
53	3	5	5	7	5	4	9	10	14	16	16	25	26	619	4.2%		
54				2	2	12	14	21	26	30	33	31	31	763	4.1%		
55				2	3	6	7	7	5	8	14	19	26	793	4.3%		
56				2	4	4	9	10	11	13	31	33	41	800	5.1%		
57					2	5	11	20	19	18	25	29	33	972	3.4%		
58						3	3	6	9	14	15	24	29	949	3.1%		
59								10	14	16	13	18	27	1,246	3.0%		
50期合計	11	17	21	37	41	64	100	131	147	164	208	255	292	7,836	3.7%		
60								42	45	48	65	68	71		2,063	3.4%	
61									71	75	89	104	116		2,092	5.5%	
62										54	71	84	113		2,092	5.4%	
63										61	74	86		1,902	4.5%		
64											95	116			1,916	6.1%	
65												85			1,843	4.6%	
60期合計									42	116	177	286	425	587		11,908	4.9%
法5条※5								1	1	2	2	3	2	3		978	0.3%
全体	66	80	89	110	123	146	188	266	354	428	587	771	965		33,999	2.8%	

※1 日本組織内弁護士協会調べ(2013年9月)

※2 本資料において企業内弁護士とは、日本法に基づく会社、外国会社の日本支社、特殊法人、公益法人、事業組合、学校法人、国立大学法人等、国と地方自治体以外のあらゆる法人に役員又は従業員として勤務する弁護士のうち、当該法人の所在地を自身の法律事務所所在地として弁護士登録している者をいう。

※3 登録弁護士総数は2013年6月30日現在の日弁連の弁護士名簿に基づく(外国法事務弁護士を除く)。

※4 企業内弁護士率は、2013年6月30日現在の登録弁護士数に占める2013年6月30日現在の企業内弁護士数を表す。

※5 弁護士法5条に基づき司法修習を経ずに弁護士登録した者。

資料2

研修日程一覧

日程	曜日	時間	研修会名	講師	会場	受講料	対象
1 2013年 4月 4日	木	18:00~20:00	基礎研修「家事事件概論」	池内利稚(第一東京)	弁護士会館3階会議室		当会会員
2 2013年 4月10日	水	18:00~20:00	下請法の実務(基礎編)	鈴木裕(公正取引委員会担当官)	弁護士会館12階講堂		当会会員
3 2013年 4月16日	火	18:00~20:00	株主総会に関するセミナー	林孝次(警視庁組織犯罪対策部情報官) 清水保晴・畠中淳子・長谷川雅	弁護士会館12階講堂		当会会員
4 2013年 4月26日	金	18:00~19:30	若手会員スキルアップ研修「借地に関する諸問題(35のポイント)」	柴田龍太郎(第一東京)	弁護士会館12階講堂		登録5年以内の当会若手会員
5 2013年 5月10日	金	18:00~20:00	下請法の実務(応用編)	鈴木裕(公正取引委員会担当官)	弁護士会館12階講堂		当会会員・基礎編を受講している者
6 2013年 5月24日	金	17:30~20:00	裁判員裁判研修(実践編) ~「伝わる」プレゼン・配付資料 作成講座~	森岡かおり(第一東京)	弁護士会館12階講堂		当会会員
7 2013年 5月30日	木	18:00~20:00	春季法律実務研修専門講座「会社法をめぐる諸問題1 企業不祥事と最近年の会社法の課題—コーポレートガバナンスとコンプライアンスに関連して—」	神田秀樹(東京大学教授)	弁護士会館3階会議室	¥1,000	当会会員
8 2013年 6月 3日	月	17:00~19:00	平成25年度第1回 遺言・相続問題研修会~「遺言センター」ガイドンス~	藤田美智子(1級葬祭ディレクター) 業務改革委員会委員(第一東京)ほか	弁護士会館3階会議室		当会会員
9 2013年 6月 6日	木	18:00~19:30	若手会員スキルアップ研修「弁護士と離婚カウンセリング」	田村勇人 堀井亜生(第一東京)	弁護士会館12階講堂		概ね登録5年未満の会員
10 2013年 6月11日	火	18:00~20:00	春季法律実務研修専門講座「会社法をめぐる諸問題2 商事部の扱う訴訟と仮処分の最近の動向と留意点」	松下貴彦(東京地裁民事第8部判事)	弁護士会館3階会議室	¥1,000	当会会員
11 2013年 6月12日	水	18:00~20:00	東京三会医療講演会「臨床現場からみた眼科疾患」	森秀樹(医師)	弁護士会館2階会議室		東京三会会員
12 2013年 6月18日	火	17:30~19:30	平成25年度第1回成年後見センター研修会「成年後見業務の基礎知識」	野澤渉(第一東京)	弁護士会館12階講堂		当会会員
13 2013年 6月19日	水	18:00~20:00	基礎研修「保全事件の基礎」	松家元(第一東京)	弁護士会館3階会議室		当会会員
14 2013年 7月 1日	月	18:00~20:00	春季法律実務研修専門講座「会社法をめぐる諸問題3 解説「社外取締役ガイドライン」」	中西和幸(第一東京)	弁護士会館3階会議室	¥1,000	当会会員
15 2013年 7月12日	金	14:00~17:00	涉外セミナー ~国際ジョイント・ベンチャーの理論と実務~	江頭憲治郎(東京大学名誉教授) 柏木昇(元東京大学教授) 山本孝夫(明	弁護士会館12階講堂		当会会員
16 2013年 7月17日	水	18:00~20:00	春季法律実務研修専門講座「会社法をめぐる諸問題4 コンプライアンス・リスクマネジメントに関する弁護士実務上の留意点~業務の適正化を確保するために必要な危機管理対策~」	石原修(東京)	弁護士会館3階会議室	¥1,000	当会会員

研修日程一覧

日程	曜日	時間	研修会名	講師	会場	受講料	対象
17 2013年 7月19日	金	18:00~19:30	若手会員スキルアップ研修「事例で学ぶ実践的な示談と情状弁護」	宮田桂子 近藤直子 野澤吉太郎 実野現(第一東京)	弁護士会館12階講堂		概ね登録5年未満の会員
18 2013年 7月22日	月	15:00~17:00	犯罪被害者支援に関する三会合同研修会	山崎勇人(第一東京)ほか	弁護士会館3階会議室		東京三会会員
19 2013年 7月24日	水	17:00~19:00	法律相談委員会・紛議調停委員会共同実施研修会「紛議調停の現場から~トラブルに巻き込まれないために法律相談にあたって注意すべきこと~」	酒井雅男 吉村俊信 吉森照夫(第一東京)	弁護士会館12階講堂		当会会員のうち法律相談名簿登載者
20 2013年 8月 9日	金	18:00~20:00	罪を犯した障害者の社会復帰を支援する弁護活動研修会「精神障害・知的障害・発達障害とはどういうものか 私たちはどう接すればよいのか」	藤川洋子(京都ノートルダム大学教授/元家裁調査官)	弁護士会館12階講堂		当会会員
21 2013年 8月30日	金	13:00~17:00	夏期消費者セミナー ①「景品表示法の概要と運用」 ②「消費者被害の心理~裁判で向き合うために~」	①星知矩(消費者庁表示策課課長補佐/弁護士) ②西田公昭(立正大学教	弁護士会館12階講堂		当会会員
22 2013年 9月 6日	金	17:00~19:00	裁判員裁判研修~裁判員裁判判決の控訴審判決の動向~	上拾石哲郎(第一東京)	弁護士会館12階講堂		当会会員
23 2013年 9月19日	木	18:00~20:00	基礎研修「ゼロから始める薬物事犯の弁護活動」	宮田桂子(第一東京)	弁護士会館3階会議室		当会会員
24 2013年 9月26日	木	18:00~19:30	若手会員スキルアップ研修「破産申立入門~破産手続を円滑に進めるために~」	神原千郷(第一東京)	弁護士会館12階講堂		概ね登録5年未満の会員
25 2013年10月 1日	火	18:00~20:00	秋季法律実務研修専門講座「建築紛争をめぐる諸問題1 初心者のための建築紛争」	竹川忠芳(第一東京)	弁護士会館3階会議室	¥1,000	当会会員
26 2013年10月 9日	水	17:30~19:30	平成25年度第2回 成年後見センター研修会「成年後見業務の基礎知識」	金子玄(第一東京)	弁護士会館12階講堂		当会会員
27 2013年10月 9日	水	17:30~19:30	被害者参加・損害賠償命令制度等に関する研修会	宮川倫子 大澤寿道 川本瑞紀(第一東京)	弁護士会館3階会議室		当会会員
28 2013年10月15日	火	14:00~16:00	医療講演会「医療事件の実務 その1 調査編」	三枝恵真 濱野泰嘉 高梨滋雄(東京) 松石和也(第二東京)	弁護士会館2階会議室		東京三会会員
29 2013年10月17日	木	18:00~20:00	中小企業事業承継に関する研修会	吉岡毅(第一東京)	弁護士会館3階会議室		当会会員
30 2013年10月18日	金	18:00~19:30	若手会員スキルアップ研修「不動産鑑定士に聞くその役割と不動産鑑定評価の基礎知識」	西賢治(不動産鑑定士)	弁護士会館12階講堂		概ね登録5年未満の会員
31 2013年10月21日	月	14:00~15:30	研修会「消費税転嫁対策特措法の解説」	未定(公正取引委員会担当官)	弁護士会館3階会議室		当会会員
32 2013年10月21日	月	18:00~20:00	秋季法律実務研修専門講座「建築紛争をめぐる諸問題2 建築の瑕疵をめぐる法的諸問題」	大森文彦(第一東京)	弁護士会館3階会議室	¥1,000	当会会員

研修日程一覧

日程	曜日	時間	研修会名	講師	会場	受講料	対象
33	2013年10月23日	水 18:00~20:00	自殺問題対策研修会「弁護士が相談を受ける際のカウンセリング技術について」	猪股正(日弁連貧困問題対策本部事務局長) 森川すいめい(精神科医)	弁護士会館12階講堂	東京三会会員	
34	2013年10月24日	木 18:00~20:00	東京三会労働問題研修会「懲戒処分の選択と対応にあたっての留意点」	渡邊岳(第一東京)	弁護士会館2階 ルオ	東京三会会員	
35	2013年10月29日	火 18:00~20:00	秋季法律実務研修専門講座「建築紛争をめぐる諸問題3 建築紛争の主張・立証の留意点」	菊池浩也(東京地裁民事第22部判事)	弁護士会館3階会議室	¥1,000	当会会員
36	2013年11月 1日	金 18:00~20:00	平成25年度第3回成年後見センター研修会「任意後見契約の公証実務—現状と課題—」	寺尾洋(銀座公証役場公証人)	弁護士会館12階講堂		当会会員
37	2013年11月 5日	火 18:00~20:00	東京三会合同研修「破産・個人再生申立ての実務」	鈴木義和 村木洋二(東京地裁民事第20部判事)	弁護士会館2階 ルオ/弁護士会館3階会議室	東京三会会員	
38	2013年11月 6日	水 15:00~16:45	弁護士会照会の有効な活用方法と照会申出における留意点	十亀正嗣 山岸久晃 村田和績(第一東京)	弁護士会館12階講堂		当会会員
39	2013年11月 6日	水 18:00~20:00	秋季法律実務研修専門講座「建築紛争をめぐる諸問題4 建築士民事調停員から見た建築紛争」	後藤伸一(一級建築士/東京地裁民事調停員)	弁護士会館3階会議室	¥1,000	当会会員
40	2013年11月 8日	金 18:00~20:00	東京三会労働問題研修会「雇止め法理の適用について 一不更新条項の有効性・人員整理を含むー」	松山昇平(東京地裁民事第36部判事)	弁護士会館2階 ルオ	東京三会会員	
41	2013年11月 9日	土 9:00~18:00	模擬評議	神山啓史 越誠峰(第二東京) 東京地裁判事はか	弁護士会館3階会議室		東京三会会員
42	2013年11月12日	火 18:00~20:00	平成25年度民暴研修会「企業におけるクレーマー及び反社対応」	高山梢 塩谷崇之 菊池不佐男 松本武之 高橋知久(第一東京)	弁護士会館12階講堂		当会会員
43	2013年11月14日	木 18:00~19:30	若手会員スキルアップ研修「それってメンタル!?-見分け方とその対応-	佐倉健史(臨床心理士)	弁護士会館12階講堂		概ね登録5年未満の会員
44	2013年11月18日	月 18:00~20:00	基礎研修「初めての労働審判」	末啓一郎 藤田進太郎 内田靖人 倉重公太朗 近衛大(第一東京)	弁護士会館3階会議室		当会会員
45	2013年11月20日	水 18:00~20:00	家事事件研修会～マニュアル本では得られない離婚事件の実践的解決のノウハウ～	岡本政明 兼松健雄 佐藤淳子 伊藤友哉 生方麻理(第一東京)	弁護士会館12階講堂		当会会員
46	2013年11月25日	月 18:00~20:00	東京三会医療観察法研修会	竹村眞史(東京)	弁護士会館5階 508会議室	東京三会会員	
47	2013年12月 4日	水 15:00~17:00 /17:30~19:30 成年後見研修会(平成25年度第3回初任者研修)	北代八重子 山口準子 卷淵真理子 若江健雄(第一東京)	弁護士会館3階会議室		当会会員	
48	2013年12月 6日	金 10:00~12:00	審査補助員・指定弁護士の職務について ~検察審査会法対応~	神洋明(第一東京) 山下幸夫(東京)	弁護士会館3階会議室		東京三会会員

研修日程一覧

日程	曜日	時間	研修会名	講師	会場	受講料	対象
49	2013年12月10日	火 18:00~20:00	裁判員裁判特別研修「裁判官から見た弁護人の公判活動 一裁判員裁判を含むー」	若園敦雄(東京地裁判事)	弁護士会館3階会議室	東京三会会員	
50	2013年12月11日	水 18:00~20:00	東京三会合同研修「家事事件手続法について」	小田正二(東京家裁判事)	弁護士会館2階 ルオ/弁護士会館3階会議室	東京三会会員	
51	2013年12月12日	木 18:00~20:00	東京三会労働問題研修会「メンタル不全社員の取扱(復職、退職を含めて)」	三上安雄(第一東京)	弁護士会館2階 ルオ	東京三会会員	
52	2013年12月16日	月 17:00~19:00	平成25年度第2回 遺言・相続問題研修会～「遺言センター」ガイドンス～	小西洋(東京家裁判事) 業務改革委員会第7部会員(第一東京) 和泉貴士(第二東京) 吉野比呂子(東京精神保健福祉士協会)	弁護士会館3階会議室		当会会員
53	2013年12月19日	木 18:00~20:00	自殺問題対策研修会「弁護士が相談を受ける際のカウンセリング技術について」	鈴木雄輔(東京地裁民事第9部判事)	弁護士会館10階 1003会議室	東京三会会員	
54	2014年 1月20日	月 18:00~20:00	東京三会合同研修「保全の実務」	栗原浩(第一東京)	弁護士会館2階 ルオ/弁護士会館3階会議室	東京三会会員	
55	2014年 1月22日	水 18:00~19:30	若手会員スキルアップ研修「交通事故相談の注意点」	栗原浩(第一東京)	弁護士会館12階講堂		概ね登録5年未満の会員
56	2014年 1月22日	水 18:00~20:00	東相協労働問題研修会「相談から解決まで 使用者側弁護士として依頼者と接する際のポイント」	峰隆之(第一東京)	弁護士会館2階 クレオ	東京三会会員	
57	2014年 1月28日	火 17:30~19:30	成年後見研修会(事例検討)	成年後見に関する委員会委員	弁護士会館12階講堂		当会会員
58	2014年 1月30日	木 18:00~20:00	刑事弁護研修会(起訴前弁護編)	西美友加 石橋友悟 佐藤健太(第一東京)	弁護士会館12階講堂		当会会員
59	2014年 2月 4日	火 18:00~20:00	刑事弁護研修会(第一審弁護編)	西美友加 石橋友悟 佐藤健太(第一東京)	弁護士会館12階講堂		当会会員
60	2014年 2月10日	月 14:00~16:00	東京三会医療講演会「産科医から見た出生前診断の現状と課題」	山中美智子(医師)	弁護士会館2階 ルオ	東京三会会員	
61	2014年 2月12日	水 18:00~20:00	東京三会医療観察法事件研修会	大善文男(東京地裁判事)	弁護士会館12階講堂	東京三会会員	
62	2014年 2月13日	木 18:00~20:00	東京三会合同研修「執行の実務」	酒井良介(東京地裁民事第21部判事)	弁護士会館2階 ルオ/弁護士会館3階会議室	東京三会会員	
63	2014年 2月13日	木 18:00~20:00	刑事弁護研修会(上訴審編)	植村立郎(前東京高裁経括判事/第一東京) 飯野雅秋(第一東京)	弁護士会館12階講堂		当会会員
64	2014年 2月14日	金 14:00~16:00	税務講習会	牛嶋勉(第一東京)	弁護士会館3階会議室		当会会員

研修日程一覧

日程	曜日	時間	研修会名	講師	会場	受講料	対象
65	2014年 2月14日	金 18:00~19:30	基礎研修「ゼロから始める会社設立」	宇治野壮歩(第一東京)	弁護士会館3階 会議室		当会会員
66	2014年 2月20日	木 18:00~20:00	東京三会「ハーグ条約事件の実務」	東京家裁判事(予定)	弁護士会館3階 会議室		東京三会会員
67	2014年 2月20日	木 18:00~20:00	東相協労働問題研修会「労働事件入門講座 労働事件の相談から解決まで～労働側弁護士の職務と使命～」	棟一郎(東京)	弁護士会館2階 会議室		東京三会会員
68	2014年 2月21日	金 18:00~21:00	ビジネスセンスアップ講座	立花祐子((株)バイクリエイト)(予定)	弁護士会館12 階講堂		主に66期を中心とした新入会員
69	2014年 2月22日	土 10:00~15:00	東京三会合同研修「破産管財人研修」	鹿子木康・樋口正樹(東京地裁民事第20部判事) 高井章光・古里健治(第3階会議室)	弁護士会館2階 会議室/弁護士会館3階会議室		東京三会会員
70	2014年 2月25日	火 17:00~20:00	裁判員裁判研修「入門編」	石川剛 森岡かおり(第一東京)	弁護士会館12 階講堂		当会会員
71	2014年 2月26日	水 18:00~20:00	東京三会外国人刑事案件研修会	宮内博史(東京)	弁護士会館3階 会議室		東京三会会員
72	2014年 2月27日	木 17:00~19:00	中小企業専門家育成講座～同族企業へのアプローチ～	西川盛朗(FBAA理事長) 武井一喜(FBAA事務局長) 富士見ユキオ(臨床	弁護士会館3階 会議室		当会会員
73	2014年 2月28日	金 18:00~20:00	講演会「刑余者を社会の一員に～ソーシャルインクルージョンの見地から～」	炭谷茂(社会福祉法人恩賜財団済生会理事長)	弁護士会館12 階講堂		当会会員
74	2014年 3月 3日	月 19:00~20:30	少年事件研修会 ～今日から始める少年事件～	八木理 三崎高治(第一東京)	弁護士会館12 階講堂		当会会員
75	2014年 3月 4日	火 18:30~20:30	東京三会裁判員裁判特別研修 裁判員裁判における検察官から見た弁護活動	金子達也(東京地検検事)	弁護士会館3階 会議室		東京三会会員
76	2014年 3月 6日	木 18:00~20:00	東京三会「障害者刑事弁護研修会～専門弁護士派遣制度の開始に向けて～」	水藤昌彦(山口県立大学准教授)ほか	弁護士会館12 階講堂		東京三会会員
77	2014年 3月 7日	金 18:00~20:00	東京三会「振り込め詐欺・投資詐欺等被害の現状と対策」	杉本孝(警視庁犯罪抑止対策本部副本部長) 東京都消費生活総合センター	弁護士会館3階 会議室		東京三会会員
78	2014年 3月13日	木 18:00~20:00	環境法セミナー「環境リスクとデュー・ディリジェンス」	坂野旦典(イー・アール・エム日本(株))パートナー 荒川正子(エー	弁護士会館12 階講堂		当会会員
79	2014年 3月19日	水 18:00~20:00	中小企業専門家育成講座2～中小企業政策と弁護士の活動～	池内雅利(第一東京)	弁護士会館12 階講堂		当会会員
80	2014年 3月26日	水 18:00~20:00	東相協労働問題研修会「労働審判について」	篠原絵里(東京地裁民事第11部判事)	弁護士会館2階 会議室		東京三会会員

研修日程一覧

日程	曜日	時間	研修会名	講師	会場	受講料	対象
81	2014年 3月27日	木 14:00~16:00	東京三会医療講演会「医療事件の実務 その2 訴訟編」	福地直樹 安東宏三 五十嵐裕美(東京) 水沼太郎(第二東京)	弁護士会館2階 会議室		東京三会会員
82	2014年 3月28日	金 18:00~20:00	東京三会「障害者刑事弁護研修会～専門弁護士派遣制度の開始に向けて～」	松友了(東京社会福祉士会理事)ほか	弁護士会館10 階1003会議室		東京三会会員

資料3

第1号様式
(第2条関係)

営利業務従事届出書

ふりがな 氏名		届出番号	年第号		
		届出年月日	年 月 日		
ふりがな 職務上の氏名		新規届出・ 変更届出の別	新規		変更
		届出事項の別	会規 第2条 第1号	会規 第2条 第2号	
変更届出の 場合	新規届出時の届出年月日 年 月 日	変更する事項の別	①	②	③
			④	⑤	⑥
営利業務従事・ 就任予定時期	年 月 日				
自ら営利を目的 とする業務を営 もうとするとき (会規第2条第1 号)	①商 号				
	②当該業務の内容				
営利を目的とす る業務を営む者 の取締役、執行 役その他業務を 執行する役員又 は使用人になろ うとするとき (会規第2条第2 号)	③当該業務を営む者 の商号若しくは名 称又は氏名	商号			
		名称			
		氏名			
	④当該業務を営む者 の本店若しくは主 たる事務所の所在 地又は住所	本店所在地			
		主たる事務 所所在地			
		住所			
⑤当該業務の内容	別紙登記事項証明書記載のとおり				
	⑥取締役、執行役そ の他業務を執行す る役員になろうと するときの役職名 及び使用人の別	代表取締役	取締役		
		執行役	使用人		
その他 (役職名))			

※変更の場合は、変更のあった事項だけでなく、変更のない事項もご記入ください。

第一東京弁護士会会长 殿

上記のとおりお届けいたします。

年 月 日

届出会員 事務所住所

TEL ()

氏名

印

資料 4

(新規登録者用)

入会（登録）手続き案内

第一東京弁護士会 事務局 会員課
TEL:03-3595-5580/FAX:03-3595-8578

1. 入会申込から登録までの順序について
(1) 入会申込があつたときは直ちに当会会員控室に掲示します。
(2) 揭示後1週間以上経過した後の常議員会で審査します。
(3) 常議員会で承認されますと、速やかに日弁連に進達します。
(4) 進達後1週間後以降の日弁連常務理事会で審査します。
(5) 日弁連常務理事会で承認になりますと、同日付けで弁護士名簿に登録され同時に入会し、弁護士業務を開始できることになります。

2. 入会申込（登録申請）関係提出書類について
提出書類は次のとおりです。必要事項をご記入の上、ご提出下さい。ご提出の際には、事前に事務局宛、ご連絡をいただければ幸甚です。
なお、次の必要部数は日弁連への登録請求に必要な部数を含んでおります。
(3枚複写の書類は、2枚目にも押印の箇所がございます。)

- (1) 入会申込書 **1通**
當会会員1名以上の紹介者の署名・捺印が必要です。
- (2) 弁護士名簿登録請求書 **3枚複写**
- (3) 履歴書 **2通**
日弁連用（写真貼付）1通、一弁用1通。
必要記載事項は次のとおりです
・最終学歴（大学及び大学院・学部・学科）、卒業年月日
・司法試験第二次試験（又は司法試験、高等試験司法科試験）合格年月日
・修習終了年月日（修習期）（法第4条の場合）
・法務大臣の認定日（法第5条の2の場合）
・職歴（特に最終職歴）その年月日
※ 判事・検事・公証人の方は任務地につきできるだけ詳しく述べて記入下さい。（記載しきれない場合は別紙添付の場合）

・賞罰の有無

3. 入会申込に必要な費用について
入会申込書をご提出の際にご持参下さい。
(1) 入会金・・・・・・・30,000円
(2) 日弁連登録料・・・・30,000円
（但し、当年度修習終了者は10,000円）
(3) 登録税（収入印紙）..60,000円
(弁護士名簿登録請求書の1枚目に貼付箇所がございます。)

裏面へ続く

入会申込書

ありがな 氏名	ありがな 職務上 の氏名	年 月 日	男・女
*職務上の氏名欄は、新たに弁護士になろうとする者であつて職務上の氏名を希望する場合、又は弁護士として職務上の氏名を登録している場合にのみ記載する。			
本籍	(〒 -))		
事務所	(マッシュョン・ビル名)		
住所	電話 (〒 -))	FAX ()	
事務所	電話 (マッシュョン・ビル名)	FAX ()	

私は貴会に入会致したいので、ご承認の上、弁護士名簿登録(換え) 請求書をご進達下されたく下記書類等を添付して申込致します。

平成 年 月 日 申込者 印

第一 東京弁護士会

会長 殿

<添付書類>

□法4条・法5条

1. 弁護士登録申請書

2. 聞証書(日本半角一歩用)

3. 戸籍謄本(国外離婚の者については、外国人住民に係る住民票の写し)

4. 戸籍記載事項正明書

5. 弁護士登記申請書

6. 弁護士登記申請書

7. 証書

8. 写真(最近3ヶ月以内に撮影したもの)

□既往歴

1. 弁護士登録申請書

2. 聞証書(一歩用)

3. 戸籍謄本(国外離婚の者については、外国人住民に係る住民票の写し)

4. 弁護士登記申請書

5. 弁護士登記申請書

6. 弁護士登記申請書

7. 証書

8. 写真(最近3ヶ月以内に撮影したもの)

3種

1. 通

1. 通

1. 通

1. 通

1. 通

2. 通

印

(登録番号)

紹介者会員

印

)

承認年月日	年	月	日	進達年月日	年	月	日
登録年月日	年	月	日	登録番号	第	備考	

6万円
印紙貼付

弁護士名簿登録請求書

年 月 日

印

請求者

私は、弁護士名簿に登録されたく、弁護士法第9条及び日本弁護士連合会会則第19条の規定により必要書類を添付して請求します。

ふりがな 氏名	年 月 日生	男・女
(国) 籍	(外国籍者のみ)	
事務所 住所	電 話 (マッシュョン・ビル名)	電 話 (マッシュョン・ビル名)
事務所 住所	電 話 (マッシュョン・ビル名)	電 話 (マッシュョン・ビル名)

ふりがな 氏名	年 月 日生	男・女
(国) 籍	(外国籍者のみ)	
事務所 住所	電 話 (マッシュョン・ビル名)	電 話 (マッシュョン・ビル名)
事務所 住所	電 話 (マッシュョン・ビル名)	電 話 (マッシュョン・ビル名)
(日弁連使用欄)		

- 添付書類類
1. 弁護士登録申請書
 2. 聞証書(日本半角一歩用)
 3. 戸籍謄本(国外離婚の者については、外国人住民に係る住民票の写し)
 4. 戸籍記載事項正明書
 5. 弁護士登記申請書
 6. 弁護士登記申請書
 7. 証書
 8. 写真(最近3ヶ月以内に撮影したもの)
 9. 通
 10. 通
 11. 徒前の資格
1. 封筒及び写真(無帽・無背景 4cm × 3cm)
2. 戸籍謄本(外国人の者については、外国人住民に係る住民票の写し)、戸籍抄本又は氏名、本籍及び年月日の記載をする戸籍記載事項正明書のうちいずれか1通及び生年月日の記載をする戸籍記載事項正明書(同法修習終了後引き続き登録する者を除く。)
3. 弁護士となる資格を証明する書面
4. 弁護士法第7条各号のいわゆる「該当しない」の記載する事項に関する書面
5. 弁護士登録申請各号に該当しない旨の正明書
6. 弁護士登録申請各号に該当しない旨の正明書
7. 証書
8. 写真(最近3ヶ月以内に撮影したもの)
9. 通
10. 通
11. 徒前の資格
12. 弁護士法第12条第1項各号及び第2項に掲げる事項に関する書面
13. 葉
14. 葉
15. 葉
16. 葉
17. 葉
18. 葉
19. 葉
20. 葉
21. 葉
22. 葉
23. 葉
24. 葉
25. 葉
26. 葉
27. 葉
28. 葉
29. 葉
30. 葉
31. 葉
32. 葉
33. 葉
34. 葉
35. 葉
36. 葉
37. 葉
38. 葉
39. 葉
40. 葉
41. 葉
42. 葉
43. 葉
44. 葉
45. 葉
46. 葉
47. 葉
48. 葉
49. 葉
50. 葉
51. 葉
52. 葉
53. 葉
54. 葉
55. 葉
56. 葉
57. 葉
58. 葉
59. 葉
60. 葉
61. 葉
62. 葉
63. 葉
64. 葉
65. 葉
66. 葉
67. 葉
68. 葉
69. 葉
70. 葉
71. 葉
72. 葉
73. 葉
74. 葉
75. 葉
76. 葉
77. 葉
78. 葉
79. 葉
80. 葉
81. 葉
82. 葉
83. 葉
84. 葉
85. 葉
86. 葉
87. 葉
88. 葉
89. 葉
90. 葉
91. 葉
92. 葉
93. 葉
94. 葉
95. 葉
96. 葉
97. 葉
98. 葉
99. 葉
100. 葉
101. 葉
102. 葉
103. 葉
104. 葉
105. 葉
106. 葉
107. 葉
108. 葉
109. 葉
110. 葉
111. 葉
112. 葉
113. 葉
114. 葉
115. 葉
116. 葉
117. 葉
118. 葉
119. 葉
120. 葉
121. 葉
122. 葉
123. 葉
124. 葉
125. 葉
126. 葉
127. 葉
128. 葉
129. 葉
130. 葉
131. 葉
132. 葉
133. 葉
134. 葉
135. 葉
136. 葉
137. 葉
138. 葉
139. 葉
140. 葉
141. 葉
142. 葉
143. 葉
144. 葉
145. 葉
146. 葉
147. 葉
148. 葉
149. 葉
150. 葉
151. 葉
152. 葉
153. 葉
154. 葉
155. 葉
156. 葉
157. 葉
158. 葉
159. 葉
160. 葉
161. 葉
162. 葉
163. 葉
164. 葉
165. 葉
166. 葉
167. 葉
168. 葉
169. 葉
170. 葉
171. 葉
172. 葉
173. 葉
174. 葉
175. 葉
176. 葉
177. 葉
178. 葉
179. 葉
180. 葉
181. 葉
182. 葉
183. 葉
184. 葉
185. 葉
186. 葉
187. 葉
188. 葉
189. 葉
190. 葉
191. 葉
192. 葉
193. 葉
194. 葉
195. 葉
196. 葉
197. 葉
198. 葉
199. 葉
200. 葉
201. 葉
202. 葉
203. 葉
204. 葉
205. 葉
206. 葉
207. 葉
208. 葉
209. 葉
210. 葉
211. 葉
212. 葉
213. 葉
214. 葉
215. 葉
216. 葉
217. 葉
218. 葉
219. 葉
220. 葉
221. 葉
222. 葉
223. 葉
224. 葉
225. 葉
226. 葉
227. 葉
228. 葉
229. 葉
230. 葉
231. 葉
232. 葉
233. 葉
234. 葉
235. 葉
236. 葉
237. 葉
238. 葉
239. 葉
240. 葉
241. 葉
242. 葉
243. 葉
244. 葉
245. 葉
246. 葉
247. 葉
248. 葉
249. 葉
250. 葉
251. 葉
252. 葉
253. 葉
254. 葉
255. 葉
256. 葉
257. 葉
258. 葉
259. 葉
260. 葉
261. 葉
262. 葉
263. 葉
264. 葉
265. 葉
266. 葉
267. 葉
268. 葉
269. 葉
270. 葉
271. 葉
272. 葉
273. 葉
274. 葉
275. 葉
276. 葉
277. 葉
278. 葉
279. 葉
280. 葉
281. 葉
282. 葉
283. 葉
284. 葉
285. 葉
286. 葉
287. 葉
288. 葉
289. 葉
290. 葉
291. 葉
292. 葉
293. 葉
294. 葉
295. 葉
296. 葉
297. 葉
298. 葉
299. 葉
300. 葉
301. 葉
302. 葉
303. 葉
304. 葉
305. 葉
306. 葉
307. 葉
308. 葉
309. 葉
310. 葉
311. 葉
312. 葉
313. 葉
314. 葉
315. 葉
316. 葉
317. 葉
318. 葉
319. 葉
320. 葉
321. 葉
322. 葉
323. 葉
324. 葉
325. 葉
326. 葉
327. 葉
328. 葉
329. 葉
330. 葉
331. 葉
332. 葉
333. 葉
334. 葉
335. 葉
336. 葉
337. 葉
338. 葉
339. 葉
340. 葉
341. 葉
342. 葉
343. 葉
344. 葉
345. 葉
346. 葉
347. 葉
348. 葉
349. 葉
350. 葉
351. 葉
352. 葉
353. 葉
354. 葉
355. 葉
356. 葉
357. 葉
358. 葉
359. 葉
360. 葉
361. 葉
362. 葉
363. 葉
364. 葉
365. 葉
366. 葉
367. 葉
368. 葉
369. 葉
370. 葉
371. 葉
372. 葉
373. 葉
374. 葉
375. 葉
376. 葉
377. 葉
378. 葉
379. 葉
380. 葉
381. 葉
382. 葉
383. 葉
384. 葉
385. 葉
386. 葉
387. 葉
388. 葉
389. 葉
390. 葉
391. 葉
392. 葉
393. 葉
394. 葉
395. 葉
396. 葉
397. 葉
398. 葉
399. 葉
400. 葉
401. 葉
402. 葉
403. 葉
404. 葉
405. 葉
406. 葉
407. 葉
408. 葉
409. 葉
410. 葉
411. 葉
412. 葉
413. 葉
414. 葉
415. 葉
416. 葉
417. 葉
418. 葉
419. 葉
420. 葉
421. 葉
422. 葉
423. 葉
424. 葉
425. 葉
426. 葉
427. 葉
428. 葉
429. 葉
430. 葉
431. 葉
432. 葉
433. 葉
434. 葉
435. 葉
436. 葉
437. 葉
438. 葉
439. 葉
440. 葉
441. 葉
442. 葉
443. 葉
444. 葉
445. 葉
446. 葉
447. 葉
448. 葉
449. 葉
450. 葉
451. 葉
452. 葉
453. 葉
454. 葉
455. 葉
456. 葉
457. 葉
458. 葉
459. 葉
460. 葉
461. 葉
462. 葉
463. 葉
464. 葉
465. 葉
466. 葉
467. 葉
468. 葉
469. 葉
470. 葉
471. 葉
472. 葉
473. 葉
474. 葉
475. 葉
476. 葉
477. 葉
478. 葉
479. 葉
480. 葉
481. 葉
482. 葉
483. 葉
484. 葉
485. 葉
486. 葉
487. 葉
488. 葉
489. 葉
490. 葉
491. 葉
492. 葉
493. 葉
494. 葉
495. 葉
496. 葉
497. 葉
498. 葉
499. 葉
500. 葉
501. 葉
502. 葉
503. 葉
504. 葉
505. 葉
506. 葉
507. 葉
508. 葉
509. 葉
510. 葉
511. 葉
512. 葉
513. 葉
514. 葉
515. 葉
516. 葉
517. 葉
518. 葉
519. 葉
520. 葉
521. 葉
522. 葉
523. 葉
524. 葉
525. 葉
526. 葉
527. 葉
528. 葉
529. 葉
530. 葉
531. 葉
532. 葉
533. 葉
534. 葉
535. 葉
536. 葉
537. 葉
538. 葉
539. 葉
540. 葉
541. 葉
542. 葉
543. 葉
544. 葉
545. 葉
546. 葉
547. 葉
548. 葉
549. 葉
550. 葉
551. 葉
552. 葉
553. 葉
554. 葉
555. 葉
556. 葉
557. 葉
558. 葉
559. 葉
560. 葉
561. 葉
562. 葉
563. 葉
564. 葉
565. 葉
566. 葉
567. 葉
568. 葉
569. 葉
570. 葉
571. 葉
572. 葉
573. 葉
574. 葉
575. 葉
576. 葉
577. 葉
578. 葉
579. 葉
580. 葉
581. 葉
582. 葉
583. 葉
584. 葉
585. 葉
586. 葉
587. 葉
588. 葉
589. 葉
590. 葉
591. 葉
592. 葉
593. 葉
594. 葉
595. 葉
596. 葉
597. 葉
598. 葉
599. 葉
600. 葉
601. 葉
602. 葉
603. 葉
604. 葉
605. 葉
606. 葉
607. 葉
608. 葉
609. 葉
610. 葉
611. 葉
612. 葉
613. 葉
614. 葉
615. 葉
616. 葉
617. 葉
618. 葉
619. 葉
620. 葉
621. 葉
-

履歴書

<一弁用>

本籍		真無 背景なし 背景サングラ ス不可 ンタ印刷不可 3cm×4cm 白黒・カラーコ ード可	
氏名		生年月日	(西暦 年 月 日)
生年月日	昭和 (西暦 年) 月 日	M・T	年 月 日
住所(自宅)		S・H	(西暦 年 月 日)
履歴			
学歴	S 年 月 日 (西暦)	大学 学部	学科卒業
	日 年 月 日 (西暦)	大学法科大学院修了	
	S 年 月 日 (西暦)		
弁護士格資	H 年 月 日 (西暦)	司法試験合格	
	H 年 月 日 (西暦)	司法修習終了(終了証書の交付日)	
職歴	S 年 月 日 (西暦)		
	S 年 月 日 (西暦)		
	S 年 月 日 (西暦)		
	S 年 月 日 (西暦)		
賞罰			

以上とのおり相違ありません
平成 年 月 日
氏名 印

履歴書

<一弁用>
履歴書

本籍		M・T		生年月日	M・T	年 月 日
氏名				S・H	(西暦 年 月 日)	
生年月日	(西暦 年) 月 日					
住所(自宅)		(マンション・ビル名)				
履歴				履歴		
学歴	S 年 月 日 (西暦)	S 年 月 日 (西暦)		S 年 月 日 (西暦)		年 月 日
	H 年 月 日 (西暦)	H 年 月 日 (西暦)		H 年 月 日 (西暦)		(法科大学院修了)
	S 年 月 日 (西暦)	S 年 月 日 (西暦)		S 年 月 日 (西暦)		
	H 年 月 日 (西暦)	H 年 月 日 (西暦)		H 年 月 日 (西暦)		
資格	S 年 月 日 (西暦)	S 年 月 日 (西暦)		S 年 月 日 (西暦)		司法試験合格
	H 年 月 日 (西暦)	H 年 月 日 (西暦)		H 年 月 日 (西暦)		司法修習終了(第 期司法修習生)
職歴	S 年 月 日 (西暦)	S 年 月 日 (西暦)		S 年 月 日 (西暦)		年 月 日
	H 年 月 日 (西暦)	H 年 月 日 (西暦)		H 年 月 日 (西暦)		
	S 年 月 日 (西暦)	S 年 月 日 (西暦)		S 年 月 日 (西暦)		
	H 年 月 日 (西暦)	H 年 月 日 (西暦)		H 年 月 日 (西暦)		
賞罰	S 年 月 日 (西暦)	S 年 月 日 (西暦)		S 年 月 日 (西暦)		年 月 日
	H 年 月 日 (西暦)	H 年 月 日 (西暦)		H 年 月 日 (西暦)		

以上のとおり相違ありません

平成 年 月 日
氏名 印

印

「登記されていないことの証明書」

(後見登記等ファイル用)
請求できるのは、本人(本人の配偶者または法事務所)の親族です。
なお、代理の方が申請する場合は、該当する方からの委任状が必要です。

02

① 氏名	市区町村名										
② 生年月日	明治 大正 昭和 平成	西暦	□ まだは	□ 年	□ 月	□ 日					
③ 住所	郵便番号 市区町村名										
④ 本籍	郵便番号 市区町村名										
○ 証明を受ける方 この部分を複数して証明書を作成するため、字画をはっきりと、住所または本籍は番号、地番まで記入してください。											
○ 証明を受ける方 この部分を複数して証明書を作成するため、字画をはっきりと、住所または本籍は番号、地番まで記入してください。											

① 氏名	市区町村名										
② 生年月日	明治 大正 昭和 平成	西暦	□ まだは	□ 年	□ 月	□ 日					
③ 住所	郵便番号 市区町村名										
④ 本籍	郵便番号 市区町村名										
○ 証明を受ける方 この部分を複数して証明書を作成するため、字画をはっきりと、住所または本籍は番号、地番まで記入してください。											
○ 証明を受ける方 この部分を複数して証明書を作成するため、字画をはっきりと、住所または本籍は番号、地番まで記入してください。											

記入方法：1. 証明を受ける方の氏名の□枠には、例えば、「サマタ・タロウ」と左横め「氏名」と右横め「姓」を記入してください。 2. 外国人は本籍、本名で、日本語で記入してください。 3. 生年月日は、例えば、昭和40年1月1日と右横め記入。 4. 郵送請求料金については、郵便局の料金表を参考してお書きください。 郵便番号：〒102-0076 東京都千代田区丸の内1-15 九段第2合同会館 受取請求料金：支拂ふ請負業者、監修法務省民事行政部監修課 (登記所が記載します)	本人確認資料 □ 請求権者 □ 代理人 □ 運送免許証 □ 健康保育カード □ バスポート等 □ 生年月日が分かる書類 □ 提示していただきたい書類 □ 郵送申請の場合は、上記本法人確認書類のコピーを同封していただきたい書類 □ 同封して下記のあて名へ送付する場合は、上記本法人確認書類のコピーを同封していただきたい書類										
交付枚数	交付枚数	手数料	受取請求料金	年	月	日	年	月	日	年	月

「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たつての留意事項

「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。この証明書は、平成12年4月1日以降に登記されていないことを証明するものであり、同年3月31日までに禁治産宣告・準禁治産宣告を受けているかどうかを証明するものは、從来どおり本籍地の市区町村が発行する身分証明書、戸籍謄本または抄本になります。

1 証明書の交付申請手続	○ 署名申譲の場合は、表面の申請書に所要事項を記入。 → 申請書に収入印紙(注1)(1通⇒300円)を貼付。 → 申請書を直接窓口に提出。(注2)									
○ 郵送申譲の場合	○ 郵送申譲の場合 表面の申請書に所要事項を記入。 → 申請書に収入印紙(注1)(1通⇒300円)を貼付。 → 収信用封筒(注3)を同封して、下記のあて名へ送付。(注3) TEL: 03-5213-1234(代表)、03-5213-1360(ダイヤルイン)									
2 申請書の記入上の注意事項	<p>(1) 「請求される方」欄 必ず押印し(認印でも可)、連絡先(電話番号)も記入。 代理人が申請する場合は、「請求される方」の押印は不要です。</p> <p>(2) 「代理人」欄 代理人が申請する場合 ⇒ 委任を受けた方の住所・氏名を記入。代理人は必ず押印し(認印)でも可)、連絡先(電話番号)も記入。</p> <p>(3) 「返送先」欄 証明書の送付先を上記(1)または(2)以外とする場合に記入。 ただし、送付先は申請された方の勤務先または居所に限ります。</p> <p>(4) 「添付書類」欄 証明を受ける方が申請する場合は添付書類は不要。 証明を受ける方の配偶者または四親等以内の戸籍謄本または抄本が必要。 代理人が申請する場合は、必ず押印し(認印でも可)、連絡先(電話番号)も記入。</p> <p>(5) 「証明事項」欄 証明を受ける方の配偶者または四親等以内の戸籍謄本または抄本が必要。 代理人が申請する場合は、必ず押印し(認印でも可)、連絡先(電話番号)も記入。</p> <p>(6) 「証明を受ける方」欄 この申請書は自動読み取装置で機械処理しますので、該当事項のチェック及び所要事項の記入は明瞭に願います。特に「[證明を受ける方]」欄は、この部分がそのまま証明書に複写されますので、字画をはっきりと、住所または本籍を正確に記入してください。</p> <p>なお、代理人(受託者)が法人の場合は、上記添付書類または代表者の資格証明書(いずれれも発行から3か月以内)も併せて必要。</p> <p>なお、外国人の場合は、①氏名欄は本籍を、④本籍欄は口座情報にチェックし、国籍のみを記入してください。</p> <p>注1 1通につき300円分の収入印紙を、申請書の所定の箇所に貼り付けてください。</p> <p>印紙は、各中央郵便局、各家庭裁判所の最寄りの郵便局、法務局・地方法務局及びその支局、出張所で印紙売場が設置されているところで入手できます。</p> <p>注2 郵送申請の場合は、1週間程度要します。なお申請が集中する時期は更に相当日数を要する場合がありますので、できるだけ余裕をもつ申請してください。</p> <p>注3 ご不明な点は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。</p>									

誓 約 書

本籍 住所 年月日 生

氏名

- 私は、
1 弁護士法第7条各号のいずれにも該当しないこと
2 弁護士法第12条第1項各号及び第2項に掲げる事項に該当しないことを誓約いたします。

年月日 印
本人

新規登録弁護士研修履修義務確認書

平成 年月日

氏名 _____ 印

第一東京弁護士会
会長 神洋明 殿

私は、第一東京弁護士会への入会にあたり 第一東京弁護士会会則、諸規則に基づき、下記の研修を指定された方法により、登録の日より1年以内に履修する義務があることを確認いたします。

記

- 1、弁護士の綱紀及び倫理に関する研修（倫理研修）
2、新規登録弁護士研修
(1) 集合研修
①新入会員研修会
②選択項目の受講
(2) 個別（実務）研修
①法律相談研修
②国選弁護（被疑者段階・被告人段階）研修
(3) 会務研修

- (4) その他、新規登録弁護士に対して履修義務を課された研修

以上

新規登録弁護士研修協力確認書

当社は、当社に勤務もしくは勤務予定の_____君の貴会登録にあたり、同人が貴会及び日本弁護士連合会の会則、規則等に則つて、新規登録弁護士研修を履修することを尊重し、これに協力します。

平成 年 月 日
会 社 名 _____
代表者役職及び氏名 _____
担当部署及び担当者氏名 _____

第一東京弁護士会が取得する個人情報について

第一東京弁護士会

本会は、業務上取得した会員及び入会申し込みをした者の個人情報（写真を含む）につきましては、弁護士法、日本弁護士連合会及び本会の会則・会規・規則等に定める事務手続き、その他本会の事業、会務活動全般（委員会及びそれに準ずる諸活動等）並びに諸記録等管理を目的として利用します。また、個人情報の第三者への提供につきましては「会員情報の提供の取り扱いに関する規則」に基づいて提供しております。

なお、本会では、新入会員について、入会後に会報誌を通じて全会員に紹介をしておりますが、紹介する事項として從来より、氏名、登録番号、事務所住所、事務所電話・Fax番号のほかに、①写真②出身校③直前の職歴（修習生を除く）を掲載する慣例となっています。①②③の全部または一部の掲載を同意されない場合は、お手数でも文書で下記事務局までお申し出下さい。

また、日本弁護士連合会、各弁護士会及び本会が相当と認める団体

である東京都弁護士協同組合、東京都弁護士健康保険組合等に対しても前記「会員情報

の提供の取り扱いに関する規則」に基づいて、個人情報の提供をすることがあります。

担当部署及び担当者氏名 _____

印 _____

《問い合わせ先》

第一東京弁護士会 会員課 TEL 03-3595-8580

印 _____

第一東京弁護士会 神洋明 殿

(備考)

- ・代表者役職及び氏名とは代表取締役であり、捺印をお願いします。代表取締印差し支えの場合は、社印でも結構です。
- ・担当部署及び担当者氏名とは人事部・総務部等の人事・労務管理を所管する部署の責任者（役職）のことです。

◆ 日本弁護士連合会が取得する会員の個人情報について

《取得した会員情報の利用目的》

本会が取得した弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、沖縄弁護士、準会員の会員情報につきましては、弁護士法、会則、会規、規則の定める事務手続、事業その他本会の会務活動全般（委員会及びそれに準ずる諸活動等）及びその過去の記録等の管理を目的として必要な範囲で利用します。
また、保有する会員情報は個人を特定できない状態に処理したうえで、統計として公表することがあります。

《本会が定める個人情報に関する規則等》

本会は個人情報の適切な管理を行うために個人情報保護方針、個人情報保護規則を定めています（個人情報保護方針は、URL <http://www.nichibenren.or.jp/copyright/privacy.html> 個人情報保護規則は、URL http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/common/data/kozinzyouhou_kisoku.pdf）。

《会員情報の公表》

市民による弁護士へのアクセス、非弁による法律事務取扱いの禁止等の要請により、会員情報の一部項目を会員名簿や日弁連ホームページなどで広く一般に公表します（会員情報の提供の取扱いに関する規則）。

個人情報保護管理者

日本弁護士連合会事務総長

◆ 氏名に外字を使用している場合の表記について（お願い）

日本弁護士連合会事務総長

弁護士法第8条に定める弁護士名簿に記載する弁護士の氏名の表記は、戸籍又は外国人住民に係る住民票記載の文字を用いています。また、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第24条第1項に規定する外国法事務弁護士名簿に記載する外国法事務弁護士の氏名の表記は、法務省発行の承認通知書記載の文字を用いています。戸籍、外国人住民に係る住民票又は法務省発行の承認通知書記載の氏名に旧字・異体字・俗字・略字等のいわゆる外字を使用している場合は、下記のとおり取り扱いますので御了解ください。
なお、外字の使用を希望する場合は、当連合会審査第一課までお申し出ください。

記

- 1 「会員名簿」、「自由と正義」、日弁連及び委員会が発行する印刷物、会員宛通知、日弁連ホームページ並びに身分証明書における氏名表記は、JIS規格（JIS2004）で定められた第一水準、第二水準（正字）に変換した文字による。
- 2 日弁連が発行する登録等証明書における氏名表記は、弁護士の場合戸籍又は外国人住民に係る住民票、外国法事務弁護士の場合法務省発行の承認通知書記載の文字による。

○お問い合わせ先○

日本弁護士連合会 審査部審査第一課
TEL：03-3580-9841

企業における法曹有資格者の活用に関する緊急実態調査

【実施時期】 H25.1 経営法友会

【回答/対象会社】 377社／1070社

【調査結果の概要】

- ①法務部門における法務担当者の人員数
—— 最頻値8-10名、平均10.7名
- ②法務部門に法曹有資格者在籍会社数
—— 109社 (28.9%)
- ③法務部門に法曹有資格者在籍数
—— 合計294人、最頻値1名 (56%)
※ うち管理職73名、弁護士登録261名
- ④弁護士会費 ————— 全額会社負担が77.6%
- ⑤弁護士の処遇(対一般者) ————— 同一体系が約半数
※ 実務未経験者で58.2%、経験者で48%
- ⑥法律事務所からの弁護士受入 ————— 21.3%
- ⑦法曹有資格者の採用の際の期待
 - ※ 実務未経験者
 - より少ないコスト、教育期間 ————— 53.2%
 - 専門能力向上 ————— 49.5%
 - 専門的見地からのドラフト作成機能向上 ————— 23.9%
 - ※ 実務経験者
 - 即戦力 ————— 58.7%
 - 専門能力向上 ————— 56.9%
 - 専門的見地からのドラフト作成機能向上 ————— 35.8%
- ⑧期待する能力
 - ※ 実務未経験者
 - 法律知識の獲得、活用力 ————— 45.9%
 - 問題発見能力、事例分析力 ————— 36.7%
 - ※ 実務経験者
 - 法律知識の獲得、活用力 ————— 45.9%
 - 問題発見能力、事例分析力 ————— 33%
 - 案件対応のスピードある判断・行動力 ————— 27.5%
- ⑨法曹有資格者の採用取り組み状況
 - 企業内弁護士の増加、有資格者の採用動向注視 38.1%
 - 社内的な働きかけができる機会をうかがう 10.4%
 - 採用に向けて社内合意形成中 ————— 3.4%
 - これまで関心なく、特に取り組みなし ————— 36.6%

⑩法曹有資格者採用の支障、無関心理由

- | | |
|--------------------|----------|
| 法務担当者 + 外部弁護士で対応可能 | —— 70.9% |
| 報酬等処遇が難しい | —— 56.7% |
| 社内的人事制度上難しい | —— 34.3% |

⑪今後の法曹有資格者の採用動向

- | | |
|-------------|----------|
| ※ 実務未経験者 | |
| 当面ここ数年の傾向継続 | —— 41.6% |
| 当面増加傾向強まる | —— 22.5% |
| 数年で衰えるが実数増加 | —— 18% |
| ※ 実務経験者 | |
| 当面ここ数年の傾向継続 | —— 44.8% |
| 当面増加傾向強まる | —— 24.1% |
| 数年で衰えるが実数増加 | —— 17% |

⑫法曹有資格者が増加する理由

- | | |
|--------------------|----------|
| 即戦力、専門志向が強まる | —— 50.9% |
| 法務部門の強化 | —— 47.4% |
| 新しい法曹養成制度で有資格者多くなる | —— 57.1% |

⑬今後の法曹有資格者の採用の意向

- | | |
|------------|----------|
| ※ 実務未経験者 | |
| 応募があれば検討 | —— 32.6% |
| 現時点ではわからない | —— 28.9% |
| 採用するつもりはない | —— 14.6% |
| 採用前向き検討 | —— 9.5% |
| できれば採用したい | —— 6.9% |
| ぜひ採用したい | —— 5% |
| ※ 実務経験者 | |
| 応募があれば検討 | —— 33.4% |
| 現時点ではわからない | —— 28.4% |
| 採用するつもりはない | —— 10.3% |
| 採用前向き検討 | —— 9% |
| できれば採用したい | —— 8.8% |
| ぜひ採用したい | —— 6.1% |

⑭法曹有資格者の採用を進めるうえでの必要事項

- | | |
|-----------------------|-------|
| 企業が求める人材像や資質・能力に対する理解 | 63.7% |
| 企業法務の実務に関する教育充実 | 42.2% |
| 求人方法や処遇に関する業界レベルでの情報 | 35% |

⑮法科大学院修了者の在籍状況

- | | |
|--------|----------|
| 在籍している | —— 25.3% |
| 最頻値 1人 | 69.7% |
| 6～10人 | 4% |

資料 6

会員 各位

平成26年7月

第一東京弁護士会
会長 神洋明

平成26年度 弁護士会費のお知らせ(重要)

平成26年8月1日における本会および日弁連の会費額(月額)は、下記のとおりです。

※平成26年8月より現行63期・現行64期会員の方は会費額が変更になります。

現行 63 期 月額 29,000 円 → 月額 44,000 円に変更 現行 64 期 月額 24,000 円 → 月額 29,000 円に変更
(現行 63 期・現行 64 期以外の方の会費額に変更はございません。)

(円)

会員区分	本会会費	本会新会館特別会費	日弁連会費	日弁連特別会費	合計
一般会員	18,500	10,000	14,000	5,000	47,500
同(新会館特別会費の納入を要しない会員)	18,500	0	14,000	5,000	37,500
75歳以上の会員(誕生日の翌月から)	11,500	0	14,000	5,000	30,500
研修所62期・現行63期の会員	15,000	10,000	14,000	5,000	44,000
研修所新63期・現行64期の会員	10,000	0	14,000	5,000	29,000
研修所新64期の会員	5,000	0	14,000	5,000	24,000
研修所65期・66期の会員	5,000	0	7,000	5,000	17,000
外国法事務弁護士	18,500	10,000	13,550	0	42,050
同(新会館特別会費の納入を要しない会員)	18,500	0	13,550	0	32,050

弁護士法人区分	主たる事務所 本会会費・日弁連会費・日弁連特別会費合計	従たる事務所 本会会費
社員1人(弁護士会員の20%)	7,500	3,700
社員2人以上10人以下(弁護士会員の50%)	18,750	9,250
社員11人以上(弁護士会員の100%)	37,500	18,500

※弁護士として50年以上その職にある会員は50年に達した翌月から、また、年齢満77歳以上で在会通算年数が20年に達した会員は次期会計年度から、本会会費及び本会特別会費が免除となります。また、日弁連会費及び日弁連特別会費は、弁護士登録期間が通算して50年以上の場合、または、年齢満77歳に達し、かつ、弁護士登録期間が通算して20年以上の場合、当会に申請することにより免除となります(既に会費免除の方は申請の必要はありません)。

※産休中会費免除制度および育休中会費免除制度に関しては、事務局経理課まで別途お問い合わせください。

【本会新会館維持管理特別会費(以下「新会館特別会費」という)について】

平成6年2月24日開催の本会臨時総会決議に基づき、平成6年4月1日より新会館の維持管理費、修繕費及び設備更新費に充てるため、会員(準会員、外国特別会員を含む)より新会館特別会費を毎月1万円ずつ原則として130万円に達するまで納入していただいているおります。但し、平成15年12月17日及び平成19年12月5日臨時総会における一部改正の決議に伴い、平成16年4月以降入会会員より、徴収額が減額されることとなりました。

- ①平成16年4月1日以降に入会した会員については120万円
- ②平成17年4月1日以降に入会した会員については110万円
- ③平成18年4月1日以降に入会した会員については100万円
- ④平成19年4月1日以降に入会した会員については 90万円
- ⑤平成20年9月1日以降に入会した会員については 80万円
- ⑥平成21年9月1日以降に入会した会員については 70万円
- ⑦平成22年9月1日以降に入会した会員については 60万円
- ⑧平成23年9月1日以降に入会した会員については 50万円

なお、次の会員につきましては、新会館特別会費の徴収対象から除いております。

- ・新会館募金期間において、130万円以上のご寄付(第三者寄付を含む)をいただいている会員
- ・会費免除会員(当会会費免除会員)
- ・年齢満75年に達した会員及び準会員(誕生日の翌月から)
- ・修習終了後1~4年目の会員(満4年間は徴収猶予)
- ・東京弁護士会・第二東京弁護士会から当会に登録換えをした会員で、登録換えをする前に既に新会館のための所定の寄付金・分担金・負担金を履行した会員

但し、45期以降の会員で、本会を退会される会員は、平成6年4月1日以降の在会月数分の新会館特別会費を退会時に精算徴収するとの定めがあります。(精算額は最大で48万円となります。)詳しくは事務局経理課へお問い合わせください。(第一東京弁護士会新会館維持管理特別会費徴収に関する決議 平成6年4月1日施行)。

【日弁連特別会費について】

対象会員: 準会員・外国法事務弁護士を除く一般会員で会費の免除を受けていない会員及び法人会員(主事務所)

内訳・期間: ①少年・刑事財政基金特別会費 3,300円(平成29年5月まで)

②弁護士過疎・偏在対策特別会費 600円(平成28年3月まで)

③法律援助基金特別会費 1,100円(平成29年5月まで)

62・63・64・65期会員 各位

平成26年度の弁護士会費額の変更について

62～65期会員の皆様におかれましては、下記の通り会費額が変更になります。ご納入の際には金額にご注意くださいますようお願い申し上げます。
(口座振替をご利用の先生方は、引落額が自動的に変更されますのでご確認ください。)

◆現行62期会員◆

平成26年9月より47,500円に変更

本会会費	本会新会館特別会費	日弁連会費	日弁連特別会費	新会費額合計 H26年9月～	旧会費額合計 H26年8月まで
18,500	10,000	14,000	5,000	47,500	44,000

◆新62期会員◆

平成26年12月より47,500円に変更

本会会費	本会新会館特別会費	日弁連会費	日弁連特別会費	新会費額合計 H26年12月～	旧会費額合計 H26年11月まで
18,500	10,000	14,000	5,000	47,500	44,000

◆現行63期会員◆

平成26年8月より44,000円に変更

本会会費	本会新会館特別会費	日弁連会費	日弁連特別会費	新会費額合計 H26年8月～	旧会費額合計 H26年7月まで
15,000	10,000	14,000	5,000	44,000	29,000

◆新63期会員◆

平成26年12月より44,000円に変更

本会会費	本会新会館特別会費	日弁連会費	日弁連特別会費	新会費額合計 H26年12月～	旧会費額合計 H26年11月まで
15,000	10,000	14,000	5,000	44,000	29,000

◆現行64期会員◆

平成26年8月より29,000円に変更

本会会費	本会新会館特別会費	日弁連会費	日弁連特別会費	新会費額合計 H26年8月～	旧会費額合計 H26年7月まで
10,000	0	14,000	5,000	29,000	24,000

◆新64期会員◆

平成26年12月より29,000円に変更

本会会費	本会新会館特別会費	日弁連会費	日弁連特別会費	新会費額合計 H26年12月～	旧会費額合計 H26年11月まで
10,000	0	14,000	5,000	29,000	24,000

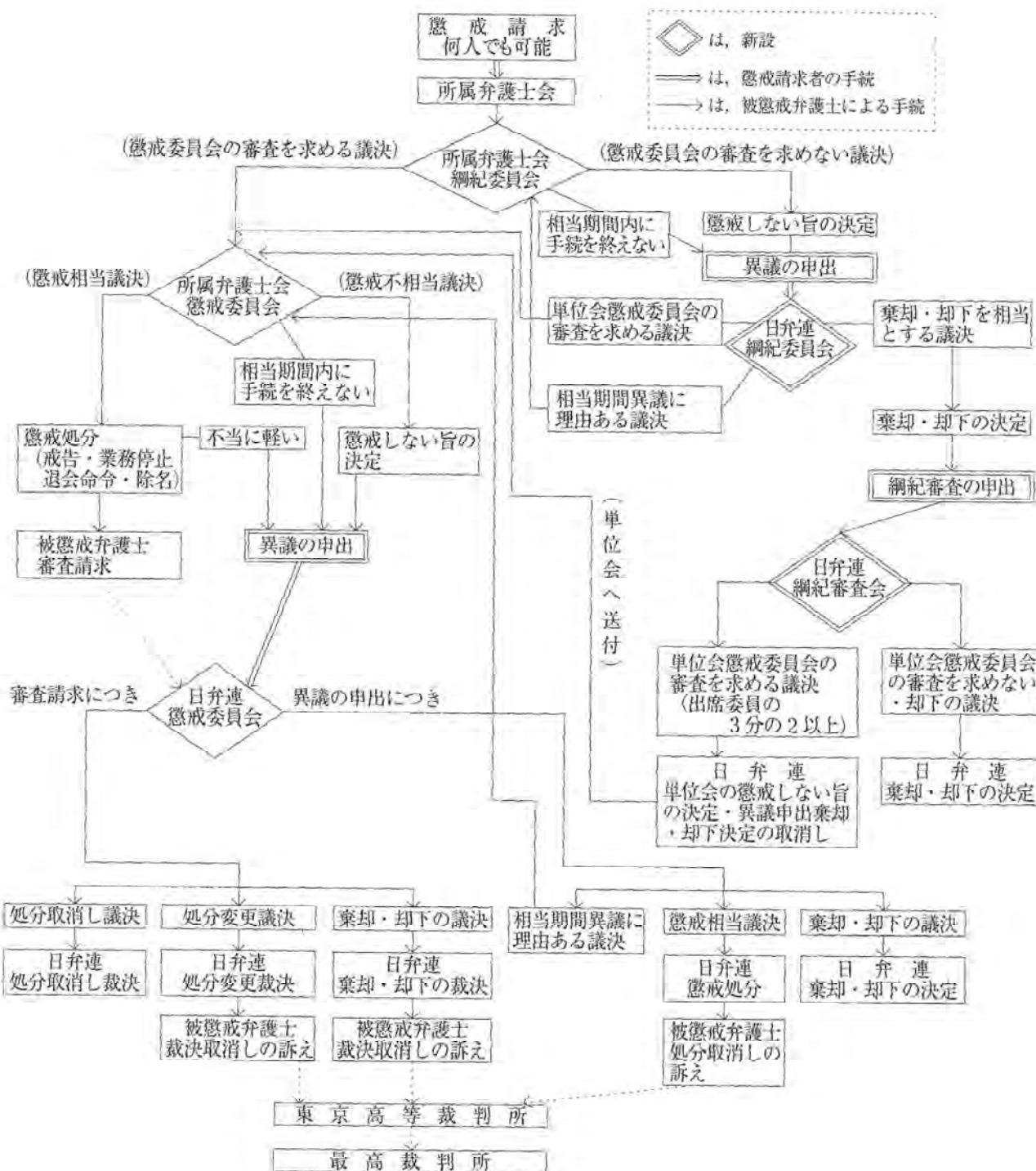
◆65期会員◆

平成26年12月より24,000円に変更

本会会費	本会新会館特別会費	日弁連会費	日弁連特別会費	新会費額合計 H26年12月～	旧会費額合計 H26年11月まで
5,000	0	14,000	5,000	24,000	17,000

資料7

懲戒手続フローチャート(改正後)



資料8

第67期向け 第一東京弁護士会新入会員研修会

平成27年1月14日（水）

場所：弁護士会館2階 クレオ

9:30～10:00	30分	受付
10:00～10:10	10分	第一東京弁護士会長挨拶 : 神 洋 明
10:10～11:10	60分	新規登録弁護士研修について ①新人弁護士の心構えと研修の目的について : 茂田 優（総合研修センター委員） ②登録後1年以内に履行する研修の説明（集合研修・個別研修・委員会研修の説明） : 小田 修司（総合研修センター副委員長）
11:10～11:20	10分	休憩 ~各種提出書式記入時間~
11:20～11:30	10分	公益活動・会費・団体生命保険について : 井上 裕明（副会長）
11:30～11:35	5分	国民年金基金について : 八木 清文（当会会員）
11:35～11:40	5分	東京都弁護士国民健康保険組合の説明 : 矢嶋 智和（事務局長）
11:40～11:45	5分	弁護士協同組合について : 塚田成四郎（当会会員）
11:45～11:50	5分	日弁連法務研究財団について : (日弁連法務研究財団)
11:50～12:00	10分	図書室の利用について : 武井 洋一（図書委員会委員長）
12:00～13:00	60分	昼食・休憩（お弁当を用意します。）
13:00～14:00	60分	刑事弁護について（事件受任の心構え 当番・国選を中心に） : (刑事弁護委員会)
14:00～14:10	10分	休憩 ~各種提出書式記入時間~
14:10～14:40	30分	国選弁護人契約弁護士について : 神田安積（法テラス東京事務所副所長）
14:40～15:10	30分	法律相談並びにクレサラ相談について : (法律相談運営委員会)
15:10～15:20	10分	休憩 ~各種提出書式記入時間~
15:20～15:40	20分	若手会員委員会による班別及びメーリングリスト加入の説明 : (若手会員委員会委員長) 他
15:40～15:50	10分	休憩 ~各種提出書式記入時間~
15:50～16:20	30分	依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程について : 山下幸夫（日弁連国際刑事立法対策委員会委員長）
16:20～17:00	40分	各種提出書式記入時間 必ずこの時間内に記入を終えて下さい

平成27年1月15日（木）

場所：弁護士会館2階 クレオ

9:30～10:00	30分	受付
10:00～10:10	10分	日本弁護士連合会会長挨拶 : 会長 村越 進
10:10～10:50	40分	人権・弁護士としての心構え : 土井 智雄（人権擁護委員会委員長）
10:50～11:00	10分	休憩 ~各種提出書式記入時間~
11:00～11:40	40分	弁護士法第23条の2による照会について : (業革8部会部会長)
11:40～12:10	30分	日本司法支援センター（法テラス）の事業内容等について : 亀井時子（法テラス東京事務所副所長）
12:10～12:15	5分	日本弁護士政治連盟について : 前田俊房（当会会員）
12:15～13:00	45分	昼食・休憩（お弁当を用意します。）
13:00～14:00	60分	パネルディスカッション…若手弁護士の体験談 パネリスト（司法修習委員会） コーディネーター 安藤 知史（54期） :
14:00～14:10	10分	休憩 ~各種提出書式記入時間~
14:10～15:10	60分	現代社会における法曹の役割・弁護士自治・会務活動 : 奈良 道博（元当会会長）
15:10～15:20	10分	休憩 ~各種提出書式記入時間~
15:20～15:50	30分	少年事件を始めるにあたって : (少年法委員会委員)
15:50～16:00	10分	休憩 ~各種提出書式記入時間~
16:00～16:30	30分	人権・弁護士による人権侵害の注意点について ~セクハラ・パワハラを中心に : 田中 早苗（当会会員）
16:30～16:50	20分	弁護士への業務妨害について : 樋口 收（弁護士業務妨害対策委員会）
16:50～16:55	5分	閉会の挨拶 : 外井 浩志（総合研修センター委員長）
17:00～17:30	30分	宣誓式
18:00～20:00		新入会員歓迎会

倫理研修は平成27年3月10日（火）又は11日（水）午後3時～を予定しております。

資料9

提出先:総合研修センター新規登録弁護士研修部会
FAX:03-3595-8577

選択講座一覧表

受講を希望する講座を選択し「受講希望」欄に○印を記載し、総合研修センターにご提出ください。

なお、受講希望に変更が生じた場合には、必ず開催日の2日前までにご連絡下さい。

	日時	開催場所	テーマ	講師	受講希望
1	1月29日(木) 6時～8時	12階講堂	労働法入門	木下 潮音先生	
2	2月17日(火) 6時～8時	12階講堂	企業法務入門	総法研会社法研究部会	
3	2月25日(水) 6時～8時	3階会議室	税務実務入門	業務改革委員会税務部会	
4	3月6日(金) 6時～8時	12階1206号	犯罪被害者支援入門	大澤 寿道弁護士	
5	3月17日(火) 6時～8時	3階会議室	民暴入門	民事介入暴力対策委員会	
6	4月8日(水) 6時～8時	12階講堂	成年後見入門	成年後見に関する委員会	
7	4月21日(火) 6時～8時	12階講堂	交通事故入門	栗原 浩先生	
8	5月8日(金) 6時～8時	3階会議室	相続実務入門	藤川 明典先生	
9	5月25日(月) 6時～8時	12階1206号	刑事弁護経験交流会	刑事弁護委員会	
10	6月11日(木) 6時～8時	12階講堂	離婚実務入門	法律相談運営委員会	
11	6月18日(木) 6時～8時	12階講堂	少年法入門	少年法委員会	
12	6月25日(木) 6時～8時	12階講堂	消費者法入門	消費者問題対策委員会	
13	7月13日(月) 6時～8時	12階講堂	知的財産権法入門	総法研知的所有権法研究部会	
14	7月17日(金) 6時～8時	12階講堂	刑事弁護経験交流会	刑事弁護委員会	

登録番号

氏名

資料 10

刑事事件の流れ



(警視庁のホームページより転載 <http://www.keishicho.metoro.tokyo.jp/soudan/hanzai/hanzai2.htm>)

～編集後記～

私は会社員として在職中に司法試験に合格し、司法修習終了後、元の会社で再雇用されたのですが、入社後、弁護士としての登録及び活動に当たって、当初想定していなかった様々な問題が発生しました。自分が勤めていた会社に再雇用された私ですらこういう状態ですので、会社員経験もない司法修習生が企業内弁護士になるにあたっては、もっといろいろな問題が発生するかもしれません、それを放置しておくことは企業にとっても企業内弁護士にとっても望ましいことではないと考え、本書の作成を部会で提案しました。

幸い多くの企業内及び一般事務所の弁護士である部会員に編集に参加していただき、部会の英知を結集して、かなり良いものができたと自負しております。編集に参加していただいた部会員各位には感謝申し上げます。この手引きが、企業内弁護士の普及と活動領域の拡大、そして何より弁護士資格の有意義な活用へつながることを期待してやみません。

平成26年8月

第一東京弁護士会 総合法律研究所 組織内法務研究部会
「企業内弁護士雇用の手引き」編集長 檜山正樹

組織内法務研究部会部会員

部会長 池内稚利

副部会長 矢野領藤本和也

編集長 檜山正樹

部会員 (修習期順)

田中克幸	岡本正	金山卓晴	難波真理恵
添田聰	永井徳人	岡本茂久	武内亮祐
宮腰和朗	松下洋也	足木良太	山佳洋
古川直裕	濱本健一	松下翔	橋知洋
海老澤圭	福嶋大介	森脇亜美	真継希子
三好大介	増原陽子	増子聰之	眞銅依
丸山修平	中村智広	山口涼	上野陽子
小林千笑	大島彬世	小川智史	西原以久美

(平成26年7月31日現在)

企業内弁護士雇用の手引き

発 行 平成26年8月25日

第一東京弁護士会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL 03-3595-8575

FAX 03-3595-8576

編 集 第一東京弁護士会 総合法律研究所 組織内法務研究部会

印 刷 株式会社キリシマ印刷
